

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次 条 例

○愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例	第1号	(人事課)	6
○知事等及び職員の給与の特例に関する条例	第2号	(同)	6
○愛知県へき地医療確保看護修学資金貸与条例	第3号	(医務国保課)	9
○中小企業設備導入資金特別会計条例	第4号	(中小企業金融課)	13
○愛知県部局設置条例の一部を改正する条例	第5号	(総務課)	14
○愛知県行政手続条例の一部を改正する条例	第6号	(法務文書課)	15
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第7号	(財政課)	18
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第8号	(税務課)	26
○愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例	第9号	(市町村課)	27
○愛知県教育委員会教育長給与条例の一部を改正する条例	第10号	(人事課)	30
○愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例	第11号	(同)	31
○愛知県職員定数条例の一部を改正する条例	第12号	(同)	32
○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	第13号	(同)	33
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	第14号	(同)	35
○県吏員職員退職料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部を改正する条例	第15号	(職員厚生課)	76
○愛知県ふれあい広場条例の一部を改正する条例	第16号	(地域政策課)	78
○愛知県情報公開条例及び愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例	第17号	(県民総務課)	78
○消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	第18号	(県民生活課)	79
○愛知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	第19号	(社会活動推進課)	79
○愛知県県税条例等の一部を改正する条例	第20号	(自然環境課)	81
○愛知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	第21号	(地域福祉課)	82
○子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例	第22号	(子育て支援課)	83
○愛知県社会福祉施設条例の一部を改正する条例	第23号	(障害福祉課)	83
○愛知県心身障害者コロニー条例の一部を改正する条例	第24号	(同)	85
○愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例	第25号	(医務国保課)	85
○医療施設耐震化支援事業基金条例の一部を改正する条例	第26号	(同)	87
○愛知県食品衛生条例の一部を改正する条例	第27号	(生活衛生課)	88
○愛知県行政機関設置条例の一部を改正する条例	第28号	(農業経営課)	92
○森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	第29号	(林務課)	92
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第30号	(建築指導課)	92
○都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	第31号	(同)	93
○愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	第32号	(病院事業庁管理課)	93
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例	第33号	(保安課)	93

**本号で公布された条例のあらまし**

## ◇愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例（条例第1号）

- 1 教育長の勤務時間その他の勤務条件について、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によることとした。
- 2 教育長は、教育委員会が定める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるとした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 4 この条例の施行の際現に在職する教育長には、2は適用しないこととした。

## ◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例（条例第2号）

- 1 現下の厳しい財政状況に鑑み、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、知事等及び職員の給与を減額して支給することとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## ◇愛知県へき地医療確保看護修学資金貸与条例（条例第3号）

- 1 県内のへき地における医療の確保に資する公的医療機関において看護業務に従事しようとする者に修学資金を貸与する制度を設けることとした。
- 2 対象者は、県立の看護専門学校に在学する者であって、将来、県内のへき地における医療の確保に資する公的医療機関において看護業務に従事しようとする者とする事とした。
- 3 貸与額は、月額100,000円とする事とした。
- 4 県内に所在する病院のうち看護業務に関する研修体制が整備されているものとして知事が指定するものにおいて2年間看護業務に従事した後、県内のへき地における医療の確保に資する公的医療機関のうち知事の指定するものにおいて3年間看護業務に従事すること等の要件に該当する場合は、返還の債務を免除することとした。
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## ◇中小企業設備導入資金特別会計条例（条例第4号）

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて行う同号に掲げる事業及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する同項第4号の資金の貸付けに関する事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、中小企業設備導入資金特別会計を設けることとした。
- 2 中小企業設備導入資金特別会計の歳入及び歳出に関する事項を定めることとした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## ◇愛知県部局設置条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 知事政策局を政策企画局とし、所掌事務に国際化の推進に関する事項を追加することとした。
- 2 地域振興部を振興部とし、所掌事務に観光に関する事項を追加することとした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## ◇愛知県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 県の機関が許認可等をする権限等を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととした。
- 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと料料するときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を求めることができることとした。
- 3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと料料するときは、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとした。
- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## ◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 新たに宅地建物取引士証再交付申請手数料始め11手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 運転免許試験手数料始め12手数料の額を改定することとした。
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととした。

4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、同年6月1日から施行することとした。

◇愛知県県税条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 法人の県民税について、社会福祉施設の整備等を推進するため、法人税割の税率の特例措置の適用期間を平成32年8月31日までに延長することとした。
- 2 法人の事業税について、防災事業を推進するため、法人の事業税の税率の特例措置の適用期間を平成31年1月31日までに延長することとした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3については、平成27年4月1日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 社会福祉法に基づき社会福祉法人の定款の認可をする事務を東三河広域連合に移譲することとした。
- 2 その他必要な規定の整備等を行うこととした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。

◇愛知県教育委員会教育長給与条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 教育長の退職手当の算定方法を知事等の特別職の職員と同様の算定方法に変更することとした。
- 2 その他必要な規定の整備等を行うこととした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 4 この条例の施行の際現に在職する教育長の退職手当については、1は適用しないこととした。

◇愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料の月額を引き下げることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 3 施行日の前日から引き続き知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、病院事業管理者又は常勤の監査委員である者については、経過措置を講ずることとした。

◇愛知県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 企業庁の職員等の定数を変更することとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 退職手当の調整額を引き上げることとした。
- 2 退職手当の基本額の算定に際し、退職時の給料月額に一定の率を乗じる経過措置を3年間講ずることとした。
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 給料表の給料月額を引き下げることとした。
- 2 地域手当について、愛知県の区域に在勤する職員の支給割合を段階的に100分の10.5に引き上げることとした。
- 3 初任給調整手当について、支給対象から行政職給料表(一)の適用を受ける職員を削除するとともに、支給月額の限度額を引き下げることとした。
- 4 単身赴任手当について、支給月額を段階的に引き上げることとした。
- 5 へき地手当について、支給対象に特別支援学校を追加することとした。
- 6 管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給することとした。
- 7 55歳を超える管理職手当受給職員の給料月額等を100分の1.5減額する措置の期間を、当分の間から平成30年3月31日までの間にすることとした。
- 8 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## ◇県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、次の条例について、規定の整理を行うこととした。
  - (1) 県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則
  - (2) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例
  - (3) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例
  - (4) 愛知県教育委員会委員定数条例
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## ◇愛知県ふれあい広場条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 守山ふれあい広場を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## ◇愛知県情報公開条例及び愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 独立行政法人通則法の一部改正等に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。

## ◇消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 消費者行政活性化基金の存続期限を平成30年12月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## ◇愛知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 次の営業を有害役務営業とすることとした。
  - (1) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する役務を行う者に、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態等をさせるもの
  - (2) 個室を設け、当該個室において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業及び当該役務を行う者を派遣する営業
  - (3) 店舗を設けて、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態等を客に見せる役務を提供する営業及び当該役務を行う者を派遣する営業
  - (4) 店舗を設けて、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業及び当該同伴をさせる者を派遣する営業
- 2 有害役務営業を営む者等が、次の行為をすることを禁止することとした。
  - (1) 青少年を客に接する業務に従事させること。
  - (2) 青少年を営業所に客として立ち入らせ、又は客とすること。
  - (3) 青少年に対し営業所の所在地等を記載した文書等を頒布すること。
- 3 知事は、有害役務営業を営む者等が2の禁止行為を行ったときは、6月を超えない範囲内で営業の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。
- 4 報告及び立入調査の対象に有害役務営業を営む者等を追加することとした。
- 5 2の禁止行為を行った者及び3の命令に違反した者に対する罰則を新設することとした。
- 6 この条例は、平成27年7月1日から施行することとした。

## ◇愛知県県税条例等の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、次の条例の規定の整備等を行うこととした。
  - (1) 愛知県県税条例
  - (2) 愛知県手数料条例
  - (3) 出頭人の費用弁償等に関する条例
  - (4) 愛知県事務処理特例条例
  - (5) 指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例
- 2 この条例は、平成27年5月29日から施行することとした。

## ◇愛知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## ◇子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 子育て支援対策基金の存続期限を平成32年6月30日まで延長することとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇愛知県社会福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園について、名称を愛知県三河青い鳥医療療育センターに変更するとともに、常時介護を要する障害者に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること等の業務を追加することとした。
- 2 愛知県青い鳥医療福祉センターの名称を愛知県青い鳥医療療育センターに変更することとした。
- 3 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。

◇愛知県心身障害者コロニー条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 愛知県心身障害者コロニー中央病院の診療科目に病理診断科を加えることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 地域医療確保修学資金の貸与を受けた者が、特定の診療科について標準的な診療能力を習得するための研修であって知事が別に定めるものを修了したときは、当該研修を受けた期間のうち2年間を、返還の債務の当然免除に必要な指定医療機関における診療業務等に従事した期間とみなすこととした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇医療施設耐震化支援事業基金条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 国から交付を受けた交付金を返還する必要がある場合における基金の処分に係る規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県食品衛生条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 食品等を取り扱う営業の施設の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準について、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合の基準を追加する等の変更をすることとした。
- 2 食品衛生法第52条の許可を要しない食品の製造又は加工を行う営業等を営もうとする者は、知事に届け出なければならないこととした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2については、同年7月1日から施行することとした。

◇愛知県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 愛知県海部農業普及指導センターの位置を弥富市から津島市に変更することとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 森林整備加速化・林業再生基金の存続期限を平成28年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、長屋の構造及び敷地の制限に関する規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成27年6月1日から施行することとした。

◇都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正等に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 愛知県がんセンター愛知病院の診療科目に腫瘍内科及び病理診断科を加えることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、風俗営業

の営業所又は風俗案内所の設置を制限する地域に係る規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

## 条 例

愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第一号

愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例

(勤務時間その他の勤務条件)

第一条 教育長の勤務時間その他の勤務条件（給与及び旅費を除く。）については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第四号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第二条第五項、第三条第二項から第四項まで、第四条から第五条まで、第六条から第八条まで及び第十条から第十三条までの規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第二条 教育長は、教育委員会が定める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる教育長に対して第一条の規定を適用する場合においては、同条ただし書の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する教育長については、第二条の規定は、適用しない。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給料の月額の特例)

第一条 知事及び副知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日

までの間（以下「特例期間」という。）において、知事等の給与に関する条例（昭和四十三年愛知県条例第一号）第二条第一号及び第二号の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一号に掲げる額から当該額に百分の二十を乗じて得た額を減じた額、副知事にあつては同条第二号に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額、同条第一号又は第二号に掲げる額とする。

（教育長の給料の月額の特例）

第二条 教育長の給料の月額は、特例期間において、愛知県教育委員会教育長給与条例（昭和四十三年愛知県条例第七十三号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に百分の七を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

（常勤の監査委員の給料の月額の特例）

第三条 常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和五十三年愛知県条例第三号）第二条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

（地方公営企業の管理者及び病院事業の管理者の給料の月額の特例）

第四条 地方公営企業の管理者及び病院事業の管理者の給料の月額は、特例期間において、地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例（昭和四十四年愛知県条例第二号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に百分の七を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

（指定職給料表適用職員の給料月額の特例）

第五条 職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号。以下「給与条例」という。）第四条第一項第十二号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）の給料月額（次に掲げる減額すべき給与額の算出の基礎となるものを含む）は、特例期間において、給与条例第六条の二（職員の育児休業等に関する条例（平成四年愛知県条例第二号。以下「育児休業条例」という。）第十七条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、給与条例第六条の二の規定により定められる額から当該額に百分の七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額（次に掲げる減額すべき給与額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。）の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

- 一 給与条例第二十九条第一項の規定による勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額
- 二 給与条例第二十九条第二項の規定による減額すべき給与額
- 三 育児休業条例第二十七条の規定による勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額

（職員の管理職手当の月額の特例）

第六条 給与条例第十九条第一項の規定により管理職手当を支給することとされる職員の管理職手当の月額、特例期間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により人事委員会規則で定められる額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により人事委員会規則で定められる額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### （差額給料を支給される知事及び副知事の給料の額の特例）

第二条 知事及び副知事で差額給料（愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例（平成二十七年愛知県条例第十一号。以下附則第五条までにおいて「改正条例」という。）附則第二項の規定による給料をいう。以下同条までにおいて同じ。）を支給されるものの給料の月額と差額給料の額との合計額は、特例期間において、知事等の給与に関する条例第二条第一号及び第二号並びに同項の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一号に掲げる額と差額給料の額との合計額から当該合計額に百分の二十を乗じて得た額を減じた額、副知事にあつては同条第二号に掲げる額と差額給料の額との合計額から当該合計額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額と差額給料の額との合計額は、同条第一号又は第二号に掲げる額と差額給料の額との合計額とする。

2 第一条の規定は、前項の知事及び副知事には、適用しない。

##### （差額給料を支給される教育長の給料の額の特例）

第三条 教育長で差額給料を支給されるものの給料の月額と差額給料の額との合計額は、特例期間において、愛知県教育委員会教育長給与条例の一部を改正する条例（平成二十七年愛知県条例第十号）附則第二項の規定により読み替えて適用する愛知県教育委員会教育長給与条例第一条及び改正条例附則第二項の規定にかかわらず、同条に定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に百分の七を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額と差額給料の額との合計額は、同条に定める額と差額給料の額との合計額とする。

2 第二条の規定は、前項の教育長には、適用しない。

##### （差額給料を支給される常勤の監査委員の給料の額の特例）

第四条 常勤の監査委員で差額給料を支給されるものの給料の月額と差額給料の額との合計額は、特例期間において、委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第二条及び改正条例附則第二項の規定にかかわらず、委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例別表に定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額と差額給料の額との合計額は、同表に定める



額と差額給料の額との合計額とする。

- 2 第三条の規定は、前項の常勤の監査委員には、適用しない。

(差額給料を支給される地方公営企業の管理者及び病院事業の管理者の給料の額の特例)

第五条 地方公営企業の管理者及び病院事業の管理者で差額給料を支給されるものの給料の月額と差額給料の額との合計額は、特例期間において、地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例第二条及び改正条例附則第二項の規定にかかわらず、同条に定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に百分の七を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額と差額給料の額との合計額は、同条に定める額と差額給料の額との合計額とする。

- 2 第四条の規定は、前項の地方公営企業の管理者及び病院事業の管理者には、適用しない。

(差額給料を支給される指定職給料表適用職員の給料の額の特例)

第六条 指定職給料表適用職員で平成十八年差額給料(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年愛知県条例第十二号。以下「平成十八年改正条例」という。)附則第八項から第十項までの規定による給料をいう。以下同じ。)又は平成二十七年差額給料(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年愛知県条例第十四号。以下「平成二十七年改正条例」という。)附則第三項から第五項までの規定による給料をいう。以下同じ。)を支給されるものの給料月額と差額給料(平成十八年差額給料及び平成二十七年差額給料をいう。以下同じ。)の額との合計額(第五条各号に掲げる減額すべき給与額の算出の基礎となるものを含む。)は、特例期間において、給与条例第六条の二、平成十八年改正条例附則第八項から第十項まで及び平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定にかかわらず、同条の規定により定められる額と差額給料の額との合計額から当該合計額に百分の七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額(第五条各号に掲げる減額すべき給与額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。)の算出の基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額は、給与条例第六条の二の規定により定められる額と差額給料の額との合計額とする。

- 2 第五条の規定は、前項の指定職給料表適用職員には、適用しない。

愛知県へき地医療確保看護修学資金貸与条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三号

愛知県へき地医療確保看護修学資金貸与条例

(趣旨)

第一条 この条例は、愛知県立総合看護専門学校又は県立愛知看護専門学校(以下「県立の看護

専門学校」という。)に在学する者であつて、将来、県内のへき地における医療の確保に資する公的医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関をいう。以下同じ。)において看護師の業務(以下「看護業務」という。)に従事しようとするものに対して貸与する修学資金に関する事項を定めるものとする。

(へき地医療確保看護修学資金)

第二条 知事は、県立の看護専門学校に在学している者であつて、将来、県内のへき地における医療の確保に資する公的医療機関のうち知事が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)において看護業務に従事しようとするものの申請により、その者に無利息でへき地医療確保看護修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約(以下「貸与契約」という。)を結ぶことができる。

(修学資金の貸与額)

第三条 修学資金の貸与額は、一月につき十万円とする。

(貸与の期間及び方法)

第四条 修学資金の貸与期間は、貸与契約に定められた月から在学している県立の看護専門学校を卒業する日の属する月までの間とする。ただし、修学資金の貸与を受ける月数は、通算して三十六月以内とする。

2 修学資金の貸与方法は、規則で定める。

(修学資金の総額)

第五条 知事は、貸与契約を結ぶ場合には、当該年度において結ばれる貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

(保証人)

第六条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留)

第七条 知事は、貸与契約の相手方(以下この条及び第十三条において「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その貸与契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受け

た日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

- 3 知事は、修学生が正当な理由がなくて第十三条に規定する学業成績証明書又は健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 看護師免許を取得した日から起算して一月以内（次項各号に掲げる理由により就業することができないときは、当該理由がなくなった日から起算して一月以内。第十条第三号において同じ。）に、県内に所在する病院のうち看護業務に関する研修体制が整備されているものとして知事が指定するもの（以下「実務研修病院」という。）において看護業務に従事し、かつ、引き続き二年間看護業務に従事した後、直ちに指定医療機関において看護業務に従事し、かつ、引き続き看護業務に従事した場合において、指定医療機関において引き続き看護業務に従事した期間が三年に達したとき。ただし、県立の看護専門学校を卒業した日から起算して一年以内に看護師免許を取得した場合に限る。
- 1 前号の実務研修病院又は指定医療機関における看護業務に従事している期間中に、看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなったとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者が、実務研修病院において引き続き看護業務に従事した期間が二年に達する前に、次に掲げる理由により、看護業務に従事しなくなった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに実務研修病院において看護業務に従事したときは、先の看護業務に従事した期間と後の看護業務に従事した期間は引き続きいたものとみなして、前項の規定を適用する。
  - 1 保健師又は助産師を養成する学校又は養成所への進学
  - 1 病気、負傷等知事がやむを得ないと認める理由
- 3 修学資金の貸与を受けた者が、実務研修病院において引き続き二年間看護業務に従事した後、前項各号に掲げる理由により、直ちに指定医療機関において看護業務に従事しなかった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関において看護業務に従事したときは、その者は、実務研修病院において引き続き二年間看護業務に従事した後、直ちに指定医療機関において看護業務に従事した者とみなして、第一項の規定を適用する。
- 4 修学資金の貸与を受けた者が、指定医療機関において引き続き看護業務に従事した期間が三年に達する前に、第二項各号に掲げる理由により、看護業務に従事しなくなった場合において、

当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関において看護業務に従事したときは、先の看護業務に従事した期間と後の看護業務に従事した期間は引き続いたものとみなして、第一項の規定を適用する。

(返還の債務の裁量免除)

第九条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、指定医療機関において看護業務に従事した場合において、引き続き看護業務に従事した期間が三年に達しなかったときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、死亡（前条第一項第二号に規定する看護業務上の理由によるものを除く。）その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第十条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間（次条の規定により返還の債務が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、規則で定める方法により修学資金を返還しなければならない。

一 第七条第一項の規定により貸与契約が解除されたとき。

二 県立の看護専門学校を卒業した日から起算して一年以内に看護師免許を取得しなかったとき。

三 看護師免許を取得した日から起算して一月以内に実務研修病院において看護業務に従事しなかったとき。

四 実務研修病院において引き続き看護業務に従事した期間が二年に達する前に、第八条第二項各号に掲げる理由による場合を除き、看護業務に従事しなくなったとき（同条第一項第二号に該当するときは除く。）。

五 実務研修病院において引き続き看護業務に従事した期間が二年に達する前に、第八条第二項各号に掲げる理由により、看護業務に従事しなくなった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに実務研修病院において看護業務に従事しなかったとき。

六 実務研修病院において引き続き二年間看護業務に従事した後、第八条第二項各号に掲げる理由による場合を除き、直ちに指定医療機関において看護業務に従事しなかったとき。

七 実務研修病院において引き続き二年間看護業務に従事した後、第八条第二項各号に掲げる理由により、直ちに指定医療機関において看護業務に従事しなかった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関において看護業務に従事しなかったとき。

八 指定医療機関において引き続き看護業務に従事した期間が三年に達する前に、第八条第二項各号に掲げる理由による場合を除き、看護業務に従事しなくなったとき（同条第一項第二号に該当するときは除く。）。

九 指定医療機関において引き続き看護業務に従事した期間が三年に達する前に、第八条第二項各号に掲げる理由により、看護業務に従事しなくなった場合において、当該理由がなくなつた後、直ちに指定医療機関において看護業務に従事しなかつたとき。

十 県立の看護専門学校を卒業した後、死亡したとき（第八条第一項第二号に該当するときは除く。）。

（返還の猶予）

第十一条 知事は、前条の規定により修学資金の返還の債務を履行すべき者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、当該債務の履行を猶予することができる。

一 第七条第一項の規定により貸与契約が解除された後も、引き続き県立の看護専門学校に在学しているとき。

二 保健師又は助産師を養成する学校又は養成所において修学しているとき。

三 災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

（延滞利息）

第十二条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、延滞利息に百円未満の端数があるとき、又は延滞利息が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（学業成績証明書等の提出）

第十三条 修学生は、規則で定めるところにより、学業成績証明書及び健康診断書を知事に提出しなければならない。

（期間の計算）

第十四条 この条例に規定する期間の計算については、規則で定める。

（規則への委任）

第十五条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

---

中小企業設備導入資金特別会計条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第四号

## 中小企業設備導入資金特別会計条例

## (設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百四十七号)第十五条第一項第三号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて行う同号に掲げる事業及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する同項第四号の資金の貸付けに関する事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

## (歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、貸付金の償還金、県債、一般会計繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、貸付金、県債の償還金、一般会計繰出金その他の諸支出をもってその歳出とする。

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第五十七号。以下「改正法」という。)第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十二年法律第百十五号)第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業(改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により実施するものを含む。)の経理は、第一条の規定により設置された特別会計において併せて行うものとする。この場合における第二条の規定の適用については、同条中「その他」とあるのは、「国への償還金その他」とする。
- 3 この条例の施行の際中小企業近代化資金特別会計に所属する権利及び義務は、第一条の規定により設置された特別会計に帰属するものとする。

愛知県部局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第五号

## 愛知県部局設置条例の一部を改正する条例

愛知県部局設置条例(平成十一年愛知県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「知事政策局」を「政策企画局」に、「地域振興部」を「振興部」に改める。

第二条第一項中「知事政策局」を「政策企画局」に改め、同項中第二号を第三号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 一 国際化の推進に関する事項

第二条第三項中「地域振興部」を「振興部」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 観光に関する事項

第二条第四項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 多文化共生社会の形成に関する事項

第二条第八項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(愛知県事務処理特例条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「地域振興部」を「振興部」に改める。

一 愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)別表第二

一 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年愛知県条例第四号)第十四条第一項第一号

(愛知県手数料条例の一部改正)

3 愛知県手数料条例(平成十二年愛知県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「地域振興部」を「振興部」に改め、同表に次の二項を加える。

通 訊 案 内 士 登 録 事 務	通 訊 案 内 士 登 録 申 請 手 数 料		一 件 に つ き	五、四〇〇
	通 訊 案 内 士 登 録 証 訂 正 手 数 料		一 件 に つ き	四、二〇〇
	通 訊 案 内 士 登 録 証 再 交 付 申 請 手 数 料		一 件 に つ き	四、二〇〇
旅 行 業 等 登 録 事 務	旅 行 業 登 録 申 請 手 数 料		一 件 に つ き	一 九、〇〇〇
	旅 行 業 更 新 登 録 申 請 手 数 料		一 件 に つ き	一 七、〇〇〇
	旅 行 業 変 更 登 録 申 請 手 数 料		一 件 に つ き	一 一、〇〇〇
	旅 行 業 者 代 理 業 登 録 申 請 手 数 料		一 件 に つ き	一 五、〇〇〇

別表第六通訊案内士登録事務の項及び旅行業等登録事務の項を削る。

愛知県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第六号

## 愛知県行政手続条例の一部を改正する条例

愛知県行政手続条例（平成七年愛知県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第五章 届出（第三十六条）」を

「第五章 処分等の求め（第三十七条）」

第六章 届出（第三十八条）」

に、「第六章」を「第七章」に、「第三十七条」を「第

三十九条」に改める。

第三条中「第四章」を「第五章」に改め、同条第七号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第八号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第三十二条中「この条」を「この条及び次条第二項」に、「含む。」を「含む。同項において同じ。」に改める。

第三十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

1 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

1 前号の条項に規定する要件

2 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十七条を第三十九条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第三十六条を第三十八条とし、同章を第六章とする。

第四章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

1 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所



- 一 当該行政指導の内容
- 二 当該行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
- 三 前号の条項に規定する要件
- 四 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- 五 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

#### 第五章 処分等の求め

##### (処分等の求め)

第三十七条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### (愛知県県税条例の一部改正)

2 愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に、「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に改める。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「次の各号に掲げる」を「別表第八特定建築物計画認定事務の項に規定する」に、「当該各号に定める」を「当該手数料の」に改め、同項各号を削る。

別表第四第一種フロン類回収業者登録事務の項中「第一種フロン類回収業者登録事務」を「第一種フロン類充填回収業者登録事務」に、「第一種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に、「第一種フロン類回収業者更新登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者更新登録申請手数料」に改め、同表浄化槽保守点検業者登録事務の項の次に次の一項を加える。

土壌汚染状況調査等指定調査機関	指定調査機関 指定申請手数料		一件につき	三〇、九〇〇
指定事務	指定調査機関 指定更新申請 手数料		一件につき	二四、八〇〇

別表第五介護サービス情報調査等事務の項の次に次の二項を加える。

食品衛生管理 者養成施設 登録事務	食品衛生管理 者養成施設登 録申請手数料		一件につき	一五〇、〇〇〇
食品衛生管 理者資格認 定講習会登 録事務	食品衛生管理 者資格認定講 習会登録申請 手数料		一件につき	九〇、〇〇〇

別表第五食鳥処理場構造等変更許可事務の項の次に次の二項を加える。

食鳥処理衛 生管理者養 成施設登録 事務	食鳥処理衛生 管理者養成施 設登録申請手 数料		一件につき	一五〇、〇〇〇
食鳥処理衛 生管理者資 格認定講習 会登録事務	食鳥処理衛生 管理者資格認 定講習会登録 申請手数料		一件につき	九〇、〇〇〇

別表第八宅地建物取引主任者資格登録等事務の項中「宅地建物取引主任者資格登録等事務」を「宅地建物取引士資格登録等事務」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に、「宅地建物取引主任者資格登録移転申請手数料」を「宅地建

物取引士資格登録移転申請手数料」に、「宅地建物取引主任者証交付申請手数料」を「宅地建物取引士証交付申請手数料」に、

「宅地建物取引主任者証有効期間更新申請手数料	一件につき	四、五〇〇	を
「宅地建物取引士証有効期間更新申請手数料	一件につき	四、五〇〇	に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同表建築確認等事務の項中「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料」を「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料」に、「又は第十八条第二十二項第一号」を「若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」に、「承認の」を「認定の」に、
「宅地建物取引士証再交付申請手数料	一件につき	四、五〇〇	

地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同表建築確認等事務の項中「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料」を「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料」に、「又は第十八条第二十二項第一号」を「若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」に、「承認の」を「認定の」に、

「地下街の換気設備に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	一件につき	一七、〇〇〇	を
「地下街の換気設備に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	一件につき	一七、〇〇〇	に改め、
「要除却認定マンションの建て替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	一件につき	一六〇、〇〇〇	

同表長期優良住宅建築等計画認定事務の項を次のように改める。

		「一戸建て住宅（一人以上の居住のために用いられるもの）」を「一戸建て住宅（一人以上の居住のために用いられるもの）」と改める。	一戸につき	一七、三〇〇
--	--	--	-------	--------







数更建長 料認築期 定等優 申請計良 手画住宅 変宅	申定の変更のるに規項第九法 請の認更の以もよ定の一条第		場合が機 関合た認閑		
	合るてさ添書評性住設 場いれれ付が価能宅計			一戸建て住宅	一戸につき
	等宅住同共			一戸につき	一戸につき
	の三 百一 の以 下上 二総	一 戸に つき	五 六 九、 三〇〇 円を 除し たい 得た 額	一 戸に つき	一 〇 六、 四〇〇 円を 除し たい 得た 額
	の一 百一 の以 下上 二総	一 戸に つき	一 三 〇、 八〇〇 円を 除し たい 得た 額	一 戸に つき	一 三 〇、 八〇〇 円を 除し たい 得た 額
	の一 百一 の以 下上 三総	一 戸に つき	一 三 九、 六〇〇 円を 除し たい 得た 額	一 戸に つき	一 三 九、 六〇〇 円を 除し たい 得た 額
	の一 十 一 の以 下上 三総	一 戸に つき	八 七、 〇〇〇 円を 除し たい 得た 額	一 戸に つき	八、 二〇〇
	の一 十 一 の以 下上 三総	一 戸に つき	一 四 九、 六〇〇 円を 除し たい 得た 額	一 戸に つき	一 四 九、 六〇〇 円を 除し たい 得た 額
	の一 百 十 の以 下上 五総	一 戸に つき	二 三 一、 三〇〇 円を 除し たい 得た 額	一 戸に つき	二 三 一、 三〇〇 円を 除し たい 得た 額
	の一 百 一 の以 下上 二総	一 戸に つき	四 一 九、 一〇〇 円を 除し たい 得た 額	一 戸に つき	四 一 九、 一〇〇 円を 除し たい 得た 額





運転免許等事務の項中

四、六〇〇
一、八〇〇
一、九〇〇

を

四、四〇〇
一、七五〇
一、八五〇

に

三、〇五〇
一、九〇〇

を

二、九五〇
一、八五〇

に

四、六〇〇
一、七〇〇

を

四、五五〇
一、七〇〇

に、「三、〇〇〇」を「二、八五〇」に

三、八五〇
四、〇五〇

を

三、六五〇
三、八五〇

に

一、七〇〇
一、〇〇〇

を

一、七五〇
一、〇五〇

に、「三

六〇〇」を「三、五〇〇」に

一、一〇〇
一、五五〇

を

一、一〇〇
一、四五〇

に、「一、

一〇〇」を「一、一〇〇」に、「三三、五〇〇」を「三三、四五〇」に、「二一、八五〇」を「二一、七〇〇」に、「一五、〇〇〇」を「一四、九五〇」に、「九、四五〇」を「九、四〇〇」に、「二二、八五〇」を「二二、七五〇」に、「七〇〇」を「七五〇」に

二、四五〇
二、二〇〇

を

二、三五〇
二、一〇〇

に、「四、七〇〇」を「四、六五〇」に

四、一五〇
四、〇五〇

を

四、一〇〇
四、〇〇〇

に、「三、一五〇」を「三、一〇〇」に

「一、一五〇」を「一、三〇〇」に、「二、一〇〇」を「二、〇五〇」に、「二、七五〇」を「二、

七〇〇」に

二、六〇〇
二、四五〇

を

二、五五〇
二、四〇〇

に「六〇〇」を「五〇〇」に

「九五〇」を「八〇〇」に、「一、五〇〇」を「一、三五〇」に、「五、八〇〇」を「五、六〇〇」に、「五、三五〇」を「五、二〇〇」に、「二、三五〇」を「二、一五〇」に

「 道路交通法第百八条の二第 一項第十三号に掲げる講習	一件につき	一三、三五〇（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、九、二〇〇）」	を
-----------------------------------	-------	---	---

「 道路交通法第百八条の二第 一項第十三号に掲げる講習	一件につき	一三、二〇〇（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、九、〇五〇）」	に改め、同表備考第
「 道路交通法第百八条の二第 一項第十四号に掲げる講習	講習一時間につき	一、九〇〇	

八号中「八百五十円」を「九〇〇円」に改める。

別表第十二宅地建物取引主任者資格試験手数料の項中「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に、  
「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第六条第三項の改正規定、別表第八建築確認等事務の項の改正規定（要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料に係る部分を除く）、同表備考の改正規定及び別表第十運転免許等事務の項の改正規定（道路交通法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習に係る部分に限る。）は、同年六月一日から施行する。

愛知県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第八号

愛知県県税条例の一部を改正する条例

愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第三章」の下に「(第八条を除く。）」を、「第三章」の下に「(第十四条を除く。）」を加える。

附則第二十五条中「平成二十七年八月三十一日」を「平成三十二年八月三十一日」に改める。

附則第二十八条第二項及び第二項中「平成二十八年一月三十一日」を「平成三十一年一月三十

一日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の愛知県県税条例第十六条第一項の規定は、平成二十七年四月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の愛知県県税条例第十六条第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県条例第九号

愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例  
(愛知県事務処理特例条例の一部改正)

第一条 愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第六の一の項(一)中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同表の六の項中「の」を「第六条第三項の」に改め、同表の九の項中「及び報告書」を削り、「を」を「」並びに法第十二条の二第一項の規定により知事に提出される報告書を」に改め、同表中四十四の項を四十五の項とし、三十六の項から四十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の三十五の項中「。以下この項において「政令」という。」及び「(視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号又は第二号の規定による学校又は視能訓練士養成所の指定に係るもの及び政令第十二条第一項に規定する指定学校養成所に係るものを除く。)」を削り、同項を同表の三十六の項とし、同表の三十四の項中「。以下この項において「政令」という。」及び「(理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号。以下この項において「法」という。)第十一条第一号又は第二号の規定による学校又は理学療法士養成施設の指定及び法第十二条第一号又は第二号の規定による学校又は作業療法士養成施設の指定に係るもの並びに政令第十一条第一項に規定する指定学校養成施設に係るものを除く。)」を削り、同項を同表の三十五の項とし、同表の三十三の項を同表の三十四の項とし、同表の三十二の項中「。以下この項において「政令」という。」及び「(臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)第十五条第一号の規定による学校又は臨床検査技師養成所の指定に係るもの及び政令第十二条第一項に規定する指定学校養成所に係るものを除く。)」を削り、同項を同表の三十三の項とし、同表の三十一の項中「(以下この項において「政令」という。)」及び「(診療放射線技師法第二

十条第一号の規定による診療放射線技師養成所の指定に係るもの及び政令第九条第一項に規定する指定学校養成所に係るものを除く。」を削り、同項を同表の三十二の項とし、同表中二十一の項から三十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の二十の項中「以下この項において「政令」を「昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」に改め、同項を同表の二十一の項とし、同表の十九の項中「及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」という。）」を削り、(三)及び(四)を削り、(五)を(三)とし、(六)から(八)までを削り、(九)を(四)とし、同項(十)中「(十六)から(十九)まで」を「(十)」に改め、同項(十)を同項(五)とし、同項(十一)中「(三)から(五)まで、(七)、(八)、(十四)及び(十六)から(十九)まで」を「(三)及び(十)」に改め、同項(十一)を同項(六)とし、同項(十二)中「(十五)」を「(九)」に改め、同項中(十二)を(七)とし、(十三)を(八)とし、(十四)を削り、(十五)を(九)とし、(十六)及び(十七)を削り、(十八)を(十)とし、(十九)を削り、同項(二十)中「から(五)まで」を削り、同項中(二十)を(十一)とし、(二十一)から(二十六)までを削り、同項を同表の二十の項とし、同表の十八の項を同表の十九の項とし、同表の十七の項中「。以下この項において「法」という。」「。以下この項において「政令」という。」及び「(法第十四条第一号の規定による歯科技工士学校の指定及び同条第二号の規定による歯科技工士養成所の指定に係るもの並びに政令第十一条第一項に規定する指定学校養成所に係るものを除く。）」を削り、同項を同表の十八の項とし、同表中十四の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、十三の項の次に次の一項を加える。

- 十四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。)及び社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号。以下この項において「省令」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの(主たる事務所が当該広域連合を組織する町村の区域にある社会福祉法人(以下この項において「法人」という。)であつて、その行う事業が主たる事務所がある町村の区域を越えないものに係るものに限る。)
- (一) 法第三十一条第一項の規定により法人の定款の認可をすること。
  - (二) 法第三十九条の三の規定により法人の仮理事を選任すること。
  - (三) 法第三十九条の四の規定により法人の特別代理人を選任すること。
  - (四) 法第四十条第三号の規定により報告を受理すること。
  - (五) 法第四十三条第一項の規定により法人の定款の変更の認可をすること。
  - (六) 法第四十三条第三項の規定により法人の定款の変更の届出を受理すること。
  - (七) 法第四十六条第二項の規定により法人の解散の認可又は認定をすること。
  - (八) 法第四十六条第三項の規定により法人の解散の届出を受理すること。

東三河広域連合

- (九) 法第四十六条の七の規定により清算人の氏名等の届出を受理すること。
- (十) 法第四十七条の三の規定により法人の清算の終了の届出を受理すること。
- (十一) 法第四十九条第二項の規定により法人の合併の認可をすること。
- (十二) 法第五十六条第一項の規定により法人からその業務若しくは会計の状況に関し、報告を徴し、又は職員に法人の業務及び財産の状況を検査させること。
- (十三) 法第五十六条第二項の規定により法人に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (十四) 法第五十六条第三項の規定により法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。
- (十五) 法第五十六条第四項の規定により法人の解散を命ずること。
- (十六) 法第五十七条の規定により法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。
- (十七) 法第五十九条第一項の規定により法人の事業の概要等の届出を受理すること。
- (十八) 省令第二条第四項の規定により報告を受理すること。
- (十九) 省令第十一条第一項の規定により社会福祉法人台帳を備えること。

別表第七の一の項(四)中「第四十六条第二項及び同条第四項において準用する法第二十八条」を「第四十六条第五項」に、「認可又は不認可の処分をし、及び通知すること(法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項に係るものを除く。)」を「届出を受理すること」に改め、同項及び同表の八の項中「名古屋市」を削る。

別表第八の二の項中「各市町村」の下に「(名古屋市を除く。)」を加える。

(愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正)

第二条 愛知県教育委員会事務処理特例条例(平成十二年愛知県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表四の項(十二)及び(十三)を削り、同表五の項(六)の次に次のように加える。

- (七) 法第百八十八条第一項の規定により教育委員会を經由して文部科学大臣又は文化庁長官に提出される書類及び物件を受け付けること。
- (八) 法第百八十八条第三項の規定により教育委員会を經由して文部科学大臣又は文化庁長官が告知する処分に係る通知書を交付すること。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中愛知県事務処理特例条例別表第六の九の項の改正規定は、公布の日から施行する。

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県条例第十号

##### 愛知県教育委員会教育長給与条例の一部を改正する条例

愛知県教育委員会教育長給与条例（昭和二十三年愛知県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第二条に見出しとして「(給料の額)」を付し、同条中「給料額」を「給料の額」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第四条を削る。

第三条に見出しとして「(給料及び退職手当の支給方法)」を付し、同条中「給料」を「この条例に定めるもののほか、教育長の給料及び退職手当」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

##### (退職手当)

第三条 教育長が退職した場合は、その者に退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に教育長としての在職月数を乗じて得た額に、百分の二十九を乗じて得た額とする。

3 前項の在職月数は、教育長となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その月数が三十六月を超えるときは、三十六月）とする。

4 退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。

5 退職手当の支給制限等については、職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年愛知県条例第二十六号）第四章の規定の例による。

本則に次の一条を加える。

##### (その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている割合については、規則で定めるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる教育長に対す

る改正後の愛知県教育委員会教育長給与条例第二条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「教育委員会」とする。

- 3 前項に規定する教育長の手当の支給については、改正後の愛知県教育委員会教育長給与条例第三条及び第五条の規定は適用せず、改正前の愛知県教育委員会教育長給与条例第四条の規定は、なおその効力を有する。

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県条例第十一号

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例

(愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「九十二万千円」を「八十八万九千円」に改める。

1 愛知県教育委員会教育長給与条例(昭和三十二年愛知県条例第七十三号)第二条

1 地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例(昭和四十四年愛知県条例第二号)第二条

(知事等の給与に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の給与に関する条例(昭和四十三年愛知県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百四十万三千円」を「百三十五万四千円」に改め、同条第二号中「百十一万二千円」を「百七万三千円」に改める。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第三条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和五十三年愛知県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項中「七九四、〇〇〇円」を「七六六、〇〇〇円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き教育長、地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、知事、副知事又は常勤の監査委員(以下「教育長等」という。)である者で、当該教育長等として受ける給料の月額が同日において受けていた給料の月額に達しないこととなる教育長等には、平成三十年三月三十一日又は施行日を含む任期に係る期間の末日のいずれか早い日までの間、給料の月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給す





人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十三号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年愛知県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の五第二項中「傷病」を「負傷又は疾病」に改め、同項第一号中「七万九千二百円」を「九万五千四百円」に改め、同項第二号中「六万二千五百円」を「七万八千七百五十円」に改め、同項第三号中「五万四千五百五十円」を「七万四百円」に改め、同項第四号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第五号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第六号中「四万七千七百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第七号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第八号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第九号中「二万八百五十円」を「二万七千七百円」に改め、同項第十号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「自己都合退職者」の下に「(傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七条の二第二項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附則第二十五項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第三十項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第二項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条」に改める。

附則第三十六項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

附則に次の一項を加える。

38 平成二十七年三月三十一日に在職する職員が同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職した場合におけるその者に対する退職手当の基本額については、第三条第一項中「給料月額( )とあるのは、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては「給料月額に九十八・九九二分の百を乗じて得た額( )と、同年四月一日から

平成二十九年三月三十一日までの間においては「給料月額に九十九・二四四分の百を乗じて得た額」と、同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては「給料月額に九十九・四九六分の百を乗じて得た額」とする。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年愛知県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の五第二項中「傷病」を「負傷又は疾病」に改め、同項第一号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第六号中「二万八千五百円」を「二万七千五百円」に改め、同項第七号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「自己都合退職者」の下に「(傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第八条第一項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附則第二十項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第二十四項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条」に改める。

附則第三十項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

附則に次の一項を加える。

- 33 平成二十七年三月三十一日に在職する職員が同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職した場合におけるその者に対する退職手当の基本額については、第三条第一項中「給料月額」とあるのは、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては「給料月額に九十八・九九二分の百を乗じて得た額」と、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間においては「給料月額に九十九・二四四分の百を乗じて得た額」と、同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては「給料月額に九十九・四九六分の百を乗じて得た額」とする。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の退職手当に関する条例第七条の二第二項、附則第二十五項及び附則第三十項の改正規定並びに第二条中公立学校職員の退職手当に関する条例第八条第一項、附則第二十項及び附則第二十四項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県条例第十四号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第三項中「百分の六・七」を「百分の十・五」に改め、同項第二号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第三号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三

第九条の三中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第十条第一項第二号中「行政職給料表<sup>(一)</sup>」の適用を受ける職員(医師又は歯科医師に限る。)及び」を削り、「二十六万八千五百円」を「二十四万九千八百円」に改める。

第十一条の二第二項中「三万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「七万円」に改める。

第十四条第一項中「及び高等学校」を「、高等学校及び特別支援学校」に改める。

第十六条の二第三項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第十九条第一項の規定により管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前暮時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には、当該職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

第十六条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万五千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、この額に百分の百五十を乗じて得た額)

1 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

附則第十四項中「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。

別表第一から別表第十一までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表(一)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,100	188,300	224,700	259,200	286,000	316,900	361,300	407,200	457,600	521,100
	2	139,200	190,100	226,300	261,300	288,200	319,100	363,900	409,600	460,700	524,100
	3	140,400	191,900	227,900	263,200	290,500	321,400	366,400	412,100	463,800	527,200
	4	141,500	193,700	229,500	265,300	292,700	323,600	369,000	414,500	466,800	530,300
	5	142,600	195,400	231,100	267,200	294,700	325,900	371,100	416,400	469,800	533,400
	6	143,700	197,200	232,800	269,200	297,000	327,900	373,700	418,700	472,800	535,700
	7	144,800	199,000	234,400	271,300	299,300	330,100	376,100	420,800	475,800	538,200
	8	145,900	200,800	236,000	273,400	301,600	332,300	378,600	423,000	478,900	540,600
	9	147,000	202,500	237,600	275,500	303,700	334,400	381,100	425,000	481,600	543,000
	10	148,400	204,300	239,200	277,500	306,000	336,600	383,800	427,100	484,700	544,800
	11	149,700	206,100	240,800	279,600	308,200	338,700	386,400	429,200	487,700	546,600
	12	151,000	207,900	242,400	281,700	310,500	340,900	389,100	431,300	490,800	548,500
	13	152,300	209,300	244,000	283,800	312,700	342,900	391,500	433,100	493,600	550,200
	14	153,800	211,100	245,500	285,900	314,900	345,000	393,800	434,900	495,900	551,600
	15	155,300	212,800	247,000	287,900	317,100	347,100	396,000	436,900	498,200	553,000
	16	156,900	214,600	248,500	290,000	319,200	349,100	398,400	438,900	500,500	554,100
	17	158,200	216,300	250,000	292,000	321,300	351,000	400,200	440,800	502,600	555,400
	18	159,700	218,000	251,900	294,000	323,300	353,000	402,200	442,600	504,000	556,400
	19	161,200	219,700	253,700	296,100	325,400	354,900	404,200	444,400	505,500	557,300
	20	162,700	221,300	255,600	298,100	327,400	356,800	406,000	446,100	506,900	558,200
	21	164,100	222,900	257,300	300,200	329,400	358,800	407,900	447,900	508,100	559,100
	22	166,900	224,700	259,200	302,300	331,500	360,700	409,700	449,400	509,500	
	23	169,500	226,400	261,100	304,300	333,500	362,700	411,500	450,800	511,000	
	24	172,100	228,000	262,800	306,400	335,600	364,600	413,400	452,300	512,500	
	25	174,800	229,500	264,800	308,200	337,200	366,600	415,200	453,700	513,600	
	26	176,500	231,100	266,700	310,300	339,100	368,500	416,700	455,000	514,700	
	27	178,200	232,600	268,500	312,400	341,100	370,500	418,200	456,300	515,900	
	28	179,900	234,000	270,400	314,500	343,000	372,500	419,800	457,500	517,100	
	29	181,400	235,400	272,100	316,500	344,800	374,100	421,400	458,500	518,100	
	30	183,200	236,600	274,000	318,500	346,700	375,900	422,700	459,200	519,000	
	31	185,000	237,800	275,900	320,600	348,600	377,700	424,000	460,000	519,900	
	32	186,700	239,100	277,700	322,700	350,400	379,300	425,200	460,700	520,800	
	33	188,300	240,400	279,400	324,200	352,300	381,100	426,400	461,400	521,600	
	34	189,800	241,800	281,300	326,200	354,100	382,500	427,700	462,200	522,500	
	35	191,300	243,100	283,100	328,200	355,900	384,000	429,000	463,000	523,300	
	36	192,800	244,400	285,100	330,300	357,600	385,600	430,200	463,600	523,800	
	37	194,200	245,400	286,800	332,200	359,000	387,000	431,400	464,100	524,500	
	38	195,500	246,900	288,500	334,100	360,300	388,200	432,200	464,700	525,100	
	39	196,800	248,500	290,300	336,100	361,700	389,400	433,100	465,300	525,900	
	40	198,100	250,000	292,100	338,000	363,100	390,500	433,900	465,900	526,500	
	41	199,400	251,400	293,800	339,900	364,400	391,600	434,500	466,400	527,000	
	42	200,700	252,800	295,500	341,800	365,300	392,800	435,200	466,900		
	43	202,000	254,300	297,200	343,700	366,400	394,000	435,900	467,300		
	44	203,300	255,700	298,800	345,600	367,500	395,100	436,600	467,600		
	45	204,500	256,900	300,500	347,100	368,300	395,800	437,400	467,900		
	46	205,800	258,200	302,200	348,500	369,200	396,500	438,200	468,400		
	47	207,100	259,600	303,800	350,000	370,100	397,200	438,600	468,800		
	48	208,400	261,000	305,500	351,500	371,000	397,900	439,300	469,100		
	49	209,500	262,300	306,700	353,100	371,900	398,500	439,800	469,400		

	50	210,600	263,400	308,200	353,900	372,700	399,100	440,200	469,900		
	51	211,700	264,700	309,800	355,100	373,600	399,600	440,600	470,300		
	52	212,800	266,000	311,400	356,100	374,400	400,000	441,000	470,600		
	53	214,000	267,100	313,000	357,000	375,100	400,400	441,400	470,900		
	54	215,000	268,200	314,700	358,100	375,800	400,700	441,800			
	55	216,000	269,500	316,300	359,000	376,500	401,000	442,200			
	56	217,000	270,800	317,800	360,100	377,200	401,300	442,500			
	57	217,800	271,900	319,300	361,000	377,700	401,600	442,800			
	58	218,800	272,900	320,500	361,700	378,300	401,900	443,200			
	59	219,700	274,000	321,700	362,400	378,900	402,200	443,500			
再任用	60	220,700	275,100	322,900	363,100	379,600	402,500	443,800			
職員以	61	221,500	276,300	323,600	363,500	380,000	402,800	444,100			
外の職	62	222,500	277,300	324,500	364,100	380,700	403,200	444,500			
員	63	223,500	278,200	325,300	364,800	381,300	403,500	444,800			
	64	224,600	279,200	326,100	365,500	381,900	403,800	445,100			
	65	225,300	280,000	327,000	365,800	382,300	404,100	445,400			
	66	226,300	280,900	327,400	366,500	382,900	404,400				
	67	227,300	281,700	328,100	367,200	383,500	404,700				
	68	228,400	282,600	328,900	367,900	384,100	405,000				
	69	229,200	283,600	329,700	368,200	384,500	405,200				
	70	230,000	284,500	330,400	368,800	385,000	405,500				
	71	230,800	285,300	331,100	369,500	385,500	405,800				
	72	231,600	286,100	331,800	370,100	386,100	406,100				
	73	232,400	286,900	332,300	370,400	386,400	406,300				
	74	233,100	287,400	332,900	371,000	386,800	406,600				
	75	233,800	287,800	333,400	371,700	387,200	406,900				
	76	234,500	288,300	334,000	372,300	387,600	407,100				
	77	235,200	288,400	334,300	372,700	387,900	407,300				
	78	236,000	288,800	334,800	373,200	388,200	407,600				
	79	236,800	289,000	335,200	373,900	388,500	407,900				
	80	237,600	289,400	335,700	374,400	388,800	408,100				
	81	238,300	289,600	336,100	374,900	389,000	408,300				
	82	239,000	289,800	336,600	375,500	389,300	408,600				
	83	239,700	290,200	337,100	376,000	389,600	408,900				
	84	240,400	290,500	337,600	376,300	389,800	409,100				
	85	241,100	290,800	337,900	376,700	390,000	409,300				
	86	241,800	291,100	338,300	377,200	390,300					
	87	242,500	291,400	338,800	377,600	390,600					
	88	243,200	291,800	339,200	378,000	390,800					
	89	243,900	292,100	339,500	378,400	391,000					
	90	244,400	292,500	339,900	378,900	391,300					
	91	244,900	292,800	340,400	379,300	391,600					
	92	245,400	293,200	340,800	379,700	391,800					
	93	245,700	293,300	341,000	380,000	392,000					
	94		293,500	341,400	380,500						
	95		293,900	341,900	380,900						
	96		294,300	342,300	381,300						
	97		294,500	342,400	381,600						
	98		294,800	342,900							
	99		295,200	343,300							
	100		295,600	343,700							
	101		295,800	344,000							
	102		296,100	344,400							
	103		296,500	344,800							
	104		296,800	345,200							
	105		297,000	345,700							

	106		297,300	346,100							
	107		297,700	346,500							
	108		298,000	346,900							
	109		298,200	347,400							
	110		298,600	347,800							
	111		299,000	348,100							
	112		299,300	348,400							
	113		299,400	348,900							
	114		299,700								
	115		300,000								
	116		300,400								
	117		300,600								
	118		300,800								
	119		301,100								
	120		301,400								
	121		301,800								
	122		302,000								
	123		302,300								
	124		302,600								
	125		302,900								
再任用 職員		186,000	213,600	253,700	273,200	288,400	313,900	355,700	388,900	440,200	520,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二 行政職給料表(二)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	124,300	175,600	197,300	245,400	276,300
	2	125,200	177,100	198,700	246,700	278,200
	3	126,200	178,600	200,100	247,900	280,000
	4	127,100	180,100	201,400	249,200	281,900
	5	128,100	181,500	202,700	250,300	283,800
	6	129,100	183,000	204,100	251,600	285,600
	7	130,100	184,400	205,500	252,900	287,300
	8	131,100	185,800	206,900	254,300	289,200
	9	131,900	187,200	208,300	255,400	290,900
	10	132,900	188,400	209,900	256,700	292,700
	11	133,900	189,700	211,500	257,900	294,400
	12	135,100	190,900	213,000	259,200	296,200
	13	135,900	192,100	214,300	260,300	297,800
	14	136,900	193,200	215,800	261,500	299,500
	15	137,900	194,400	217,300	262,600	301,100
	16	138,900	195,500	218,600	263,700	302,600
	17	140,000	196,600	219,700	264,800	304,200
	18	141,200	197,700	220,500	266,000	305,800
	19	142,400	198,700	221,400	267,100	307,500
	20	143,600	199,700	222,400	268,100	309,200
	21	144,700	200,700	223,400	269,100	310,500
	22	145,900	201,800	225,000	270,200	311,900
	23	147,100	202,900	226,400	271,300	313,300
	24	148,300	203,900	227,600	272,400	314,900
	25	149,500	204,900	229,100	273,400	316,300
	26	151,000	205,800	230,400	274,500	317,800
	27	152,500	206,500	231,800	275,600	319,300
	28	154,000	207,400	233,100	276,700	320,700
	29	155,400	208,300	234,400	277,700	322,300
	30	156,900	209,500	235,700	278,800	323,500
	31	158,400	210,600	237,100	279,800	324,800
	32	159,900	211,500	238,400	280,800	326,000
	33	161,400	212,200	239,600	281,700	327,100
	34	163,200	213,500	240,900	282,700	328,000
	35	165,100	214,700	242,200	283,900	329,100
	36	166,900	215,900	243,600	285,000	330,200
	37	168,700	217,000	244,900	285,700	331,300
	38	170,400	218,300	246,200	286,600	332,400
	39	172,100	219,600	247,600	287,500	333,400
	40	173,800	220,700	249,000	288,400	334,400
	41	175,400	221,800	250,100	289,300	335,400
	42	176,800	223,000	251,400	290,300	336,400
	43	178,200	224,300	252,700	291,300	337,400
	44	179,600	225,500	254,100	292,200	338,400
	45	181,100	226,600	255,000	292,900	339,300
	46	182,500	227,800	256,100	293,800	340,300
	47	183,900	229,000	257,300	294,700	341,300
	48	185,300	230,100	258,500	295,600	342,300
	49	186,600	231,200	259,700	296,300	343,200



	50	187,800	232,400	260,900	297,000	344,200
	51	188,900	233,600	262,100	297,700	345,100
	52	190,100	234,800	263,100	298,500	345,900
	53	191,200	235,900	264,200	299,100	346,700
	54	192,300	236,900	265,300	299,900	347,500
	55	193,400	237,800	266,500	300,600	348,300
	56	194,600	238,800	267,700	301,300	349,000
	57	195,700	239,800	268,700	302,000	349,700
	58	196,700	240,800	269,700	302,700	350,500
	59	197,800	241,800	270,800	303,500	351,300
	60	198,800	242,700	271,800	304,200	352,000
	61	199,900	243,700	272,900	304,800	352,700
	62	200,800	244,600	274,000	305,500	353,400
	63	201,700	245,500	275,000	306,200	354,100
	64	202,600	246,400	276,100	306,900	354,800
	65	203,300	247,300	277,000	307,400	355,400
再任用	66	204,100	248,100	277,800	307,900	355,900
職員以	67	204,900	248,900	278,600	308,500	356,400
外の職	68	205,700	249,600	279,400	309,100	356,900
員	69	206,200	250,400	280,300	309,700	357,300
	70	206,800	251,000	281,100	310,100	
	71	207,200	251,600	281,900	310,600	
	72	207,800	252,100	282,600	311,100	
	73	208,400	252,300	283,400	311,400	
	74	209,100	252,700	284,200	311,900	
	75	209,800	253,200	285,000	312,400	
	76	210,600	253,700	285,800	312,800	
	77	210,900	254,400	286,400	313,000	
	78	211,600	254,800	287,000	313,300	
	79	212,300	255,300	287,500	313,700	
	80	213,000	255,800	287,900	314,000	
	81	213,700	256,100	288,300	314,300	
	82	214,400	256,400	288,700	314,600	
	83	215,100	256,700	289,200	314,900	
	84	215,800	257,000	289,700	315,200	
	85	216,500	257,200	290,100	315,400	
	86	217,200	257,500	290,700	315,800	
	87	217,900	257,800	291,300	316,100	
	88	218,600	258,100	291,900	316,300	
	89	219,100	258,300	292,200	316,500	
	90	219,700	258,500	292,700	316,800	
	91	220,300	258,900	293,200	317,100	
	92	220,900	259,100	293,600	317,400	
	93	221,300	259,400	294,000	317,600	
	94	221,800	259,800	294,500	317,900	
	95	222,300	260,100	295,000	318,200	
	96	222,800	260,400	295,500	318,400	
	97	223,400	260,600	295,800	318,600	
	98	223,900	260,900	296,200	318,900	
	99	224,500	261,100	296,700	319,200	
	100	225,000	261,400	297,200	319,400	
	101	225,600	261,700	297,600	319,600	
	102	226,100	261,900	298,000		
	103	226,700	262,200	298,300		
	104	227,300	262,500	298,600		
	105	227,700	262,700	298,900		

106	228,200	262,900	299,300		
107	228,700	263,200	299,700		
108	229,100	263,400	300,100		
109	229,300	263,700	300,400		
110	229,700	264,000	300,800		
111	230,200	264,300	301,200		
112	230,700	264,500	301,500		
113	231,100	264,700	301,700		
114	231,600	265,000	302,000		
115	232,100	265,200	302,300		
116	232,600	265,400	302,500		
117	232,900	265,700	302,700		
118	233,300	266,000	303,000		
119	233,700	266,300	303,300		
120	234,100	266,600	303,500		
121	234,500	266,700	303,700		
122		267,000	304,000		
123		267,300	304,300		
124		267,600	304,500		
125		267,700	304,700		
126		268,000	305,000		
127		268,300	305,300		
128		268,600	305,500		
129		268,700	305,700		
130		269,000	306,000		
131		269,300	306,300		
132		269,600	306,500		
133		269,700	306,700		
134		270,000			
135		270,300			
136		270,600			
137		270,700			
再任用 職員	191,900	203,100	221,600	242,500	273,300

備考 この表は、見習職員その他の人事委員会規則で定める職員に適用する。

別表第三 公安職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	160,800	176,500	203,200	243,100	288,600	316,100	345,000	380,200	421,900	457,600	521,100
	2	162,500	178,300	205,200	244,900	290,900	318,300	347,200	382,400	423,700	460,700	524,100
	3	164,400	180,100	207,200	246,700	293,100	320,600	349,500	384,500	425,600	463,800	527,200
	4	166,100	181,900	209,200	248,500	295,400	322,800	351,700	386,600	427,500	466,800	530,300
	5	167,600	183,800	211,200	250,200	297,300	325,100	353,800	388,500	428,900	469,800	533,400
	6	169,500	186,100	213,200	252,000	299,600	327,300	355,900	390,500	430,600	472,800	535,700
	7	171,300	188,400	215,200	253,600	301,900	329,600	358,100	392,400	432,200	475,800	538,200
	8	173,200	190,700	217,100	255,400	304,100	331,900	360,300	394,200	433,800	478,900	540,600
	9	174,900	192,900	219,200	256,900	306,200	333,800	362,200	396,000	435,400	481,600	543,000
	10	176,600	195,600	221,000	258,500	308,400	336,100	364,400	398,000	437,100	484,700	544,800
	11	178,300	198,100	222,800	259,900	310,700	338,300	366,500	400,000	438,700	487,700	546,600
	12	180,000	200,600	224,700	261,400	312,900	340,600	368,700	402,100	440,300	490,800	548,500
	13	181,900	203,000	226,600	263,100	315,100	342,700	370,900	404,000	441,400	493,600	550,200
	14	184,000	204,800	228,500	264,500	317,400	344,900	373,000	406,100	443,000	495,900	551,600
	15	186,100	206,600	230,400	265,700	319,600	347,100	375,300	408,100	444,800	498,200	553,000
	16	188,200	208,400	232,300	267,000	321,900	349,200	377,400	410,200	446,600	500,500	554,100
	17	190,400	210,300	233,900	268,200	323,800	351,400	379,200	411,900	448,200	502,600	555,400
	18	192,800	212,200	235,700	269,800	326,100	353,400	381,200	413,600	450,000	504,000	556,400
	19	195,300	214,100	237,500	271,300	328,200	355,500	383,200	415,300	451,800	505,500	557,300
	20	197,700	215,900	239,300	272,800	330,500	357,600	385,200	416,900	453,500	506,900	558,200
	21	200,200	217,600	240,900	274,200	332,600	359,700	387,000	418,600	455,100	508,100	559,100
	22	202,000	219,400	242,300	275,600	334,600	361,700	389,100	420,200	456,800	509,500	
	23	203,800	221,200	243,500	277,200	336,700	363,700	391,200	421,600	458,400	511,000	
	24	205,600	223,000	244,800	278,800	338,700	365,800	393,200	423,100	460,200	512,500	
	25	207,500	224,800	246,100	280,000	340,700	367,700	394,900	424,400	461,700	513,600	
	26	209,300	226,500	247,500	282,100	342,800	369,700	396,900	425,800	463,200	514,700	
	27	211,100	228,200	248,900	284,300	344,900	371,800	399,000	427,300	464,700	515,900	
	28	212,800	229,900	250,100	286,400	346,900	373,900	401,100	428,900	466,000	517,100	
	29	214,700	231,400	251,400	288,400	349,100	375,800	402,600	430,200	467,200	518,100	
	30	216,500	233,200	252,500	290,400	351,200	377,900	404,500	431,900	467,900	519,000	
	31	218,300	235,000	254,000	292,400	353,200	380,000	406,200	433,700	468,600	519,900	
	32	220,100	236,800	255,100	294,300	355,300	382,000	407,900	435,300	469,300	520,800	
	33	221,800	238,200	256,200	296,200	357,000	383,900	409,600	436,700	469,800	521,600	
	34	223,500	239,700	257,500	298,000	359,000	386,000	411,100	438,400	470,600	522,500	
	35	225,300	241,000	258,700	299,900	361,000	388,100	412,700	440,100	471,300	523,300	
	36	227,000	242,400	259,900	301,800	363,100	390,000	414,200	441,700	471,900	523,800	
	37	228,500	243,700	261,000	303,600	365,000	391,700	415,500	443,100	472,200	524,500	
	38	230,300	245,000	262,200	305,500	367,100	393,200	417,000	443,800	472,800	525,100	
	39	232,100	246,300	263,400	307,400	369,100	394,500	418,500	444,500	473,300	525,900	
	40	233,900	247,500	264,500	309,200	371,100	395,900	420,000	445,200	473,800	526,500	
	41	235,300	248,800	265,700	311,100	373,100	397,100	421,500	445,600	474,300	527,000	
	42	236,700	250,000	267,300	312,900	375,300	398,200	422,800	446,200	474,700		
	43	238,000	251,300	268,800	314,900	377,400	399,200	424,100	446,900	475,100		
	44	239,200	252,400	270,000	316,800	379,400	400,200	425,300	447,500	475,500		
	45	240,500	253,600	271,200	318,600	381,100	401,400	426,300	448,300	475,800		
	46	241,600	254,900	272,800	320,500	382,800	402,600	427,000	449,000	476,200		
	47	242,700	256,100	274,500	322,400	384,400	403,800	427,800	449,500	476,600		
	48	243,700	257,300	276,100	324,200	386,100	405,000	428,600	450,000	477,000		
	49	244,700	258,400	277,900	325,800	387,500	406,300	429,100	450,500	477,300		

	50	245,800	259,600	279,600	327,400	388,500	407,100	429,500	450,800	477,700		
	51	247,100	260,800	281,300	329,000	389,500	407,900	429,900	451,100	478,100		
	52	248,200	262,000	282,900	330,700	390,500	408,600	430,200	451,500	478,500		
	53	249,300	263,200	284,500	332,400	391,800	409,100	430,500	451,900	478,800		
	54	250,600	264,500	286,300	334,100	392,900	409,800	430,900	452,100	479,200		
	55	251,700	266,000	288,000	335,900	394,000	410,500	431,200	452,400	479,600		
	56	252,900	267,200	289,800	337,700	395,200	411,100	431,500	452,600	480,000		
	57	254,200	268,300	291,400	338,900	396,500	411,800	431,800	453,000	480,300		
	58	255,200	270,000	293,100	340,600	397,300	412,200	432,100	453,200			
	59	256,200	271,600	294,900	342,300	398,100	412,800	432,400	453,400			
	60	257,300	273,200	296,700	344,000	398,800	413,400	432,700	453,600			
	61	258,400	274,800	298,200	345,600	399,300	413,800	433,100	454,000			
	62	259,600	276,400	300,000	347,300	400,000	414,400	433,400	454,200			
	63	260,800	278,000	301,800	349,000	400,700	414,900	433,700	454,400			
	64	261,800	279,600	303,500	350,700	401,400	415,400	434,000	454,600			
	65	262,900	281,100	305,000	352,300	401,700	415,900	434,300	455,000			
	66	264,200	282,500	306,700	353,900	402,400	416,500	434,600	455,200			
	67	265,600	284,100	308,300	355,500	403,200	416,900	434,900	455,400			
	68	266,900	285,600	310,000	357,100	403,800	417,400	435,200	455,600			
	69	268,100	287,200	311,600	358,300	404,200	417,800	435,400	456,000			
再任用	70	269,500	288,700	313,000	359,700	404,700	418,100	435,700	456,200			
職員以	71	270,900	290,300	314,600	361,000	405,300	418,400	436,000	456,400			
外の職	72	272,300	291,900	316,100	362,400	405,800	418,700	436,300	456,600			
員	73	273,600	293,200	317,100	363,600	406,300	419,000	436,500	457,000			
	74	275,000	294,600	318,700	364,800	406,700	419,300	436,800				
	75	276,400	296,100	320,300	366,100	407,200	419,600	437,100				
	76	277,700	297,600	322,000	367,400	407,700	419,900	437,400				
	77	278,900	298,700	323,800	368,700	408,200	420,100	437,600				
	78	280,100	300,200	325,500	369,900	408,700	420,400	437,900				
	79	281,300	301,600	327,100	371,100	409,300	420,700	438,200				
	80	282,400	303,100	328,700	372,300	409,800	421,000	438,500				
	81	283,800	304,600	330,400	373,600	410,200	421,200	438,700				
	82	285,000	306,000	332,100	374,800	410,800	421,500	439,000				
	83	286,300	307,300	333,700	375,900	411,300	421,800	439,300				
	84	287,600	308,700	335,400	377,100	411,500	422,000	439,600				
	85	288,800	309,900	336,800	378,200	411,800	422,200	439,800				
	86	290,000	311,400	338,300	378,800	412,300	422,500					
	87	291,200	312,800	339,800	379,300	412,600	422,800					
	88	292,400	314,400	341,300	379,900	412,900	423,000					
	89	293,500	315,900	342,600	380,500	413,200	423,200					
	90	294,700	317,400	343,900	381,100	413,600	423,500					
	91	295,800	318,800	345,200	381,700	414,000	423,800					
	92	297,000	320,300	346,500	382,300	414,400	424,000					
	93	297,800	321,600	347,900	382,600	414,700	424,200					
	94	299,100	322,900	349,400	383,100	415,100						
	95	300,300	324,300	350,900	383,700	415,500						
	96	301,600	325,600	352,400	384,200	415,900						
	97	302,700	326,800	353,700	384,600	416,200						
	98	303,900	328,100	354,900	385,000	416,600						
	99	305,100	329,400	356,000	385,600	417,000						
	100	306,300	330,700	357,200	386,100	417,400						
	101	307,500	332,100	358,300	386,500	417,700						
	102	308,500	333,000	359,400	387,000	418,100						
	103	309,600	334,200	360,500	387,600	418,500						
	104	310,600	335,400	361,700	388,100	418,900						
	105	311,400	336,500	362,900	388,400	419,200						

106	312,000	337,600	363,400	388,800	419,600							
107	312,600	338,600	364,000	389,300	420,000							
108	313,300	339,700	364,600	389,600	420,400							
109	313,900	340,900	365,200	389,900	420,700							
110	314,400	341,900	365,700	390,400								
111	315,000	342,900	366,200	390,900								
112	315,600	343,900	366,700	391,400								
113	316,400	344,800	367,100	391,700								
114	317,100	345,700	367,500	392,200								
115	317,800	346,700	368,100	392,700								
116	318,500	347,700	368,600	393,200								
117	319,100	348,700	369,000	393,500								
118	319,900	349,200	369,500	394,000								
119	320,600	349,800	370,100	394,500								
120	321,400	350,400	370,600	395,000								
121	322,000	350,700	370,700	395,400								
122	322,300	351,100	371,300	395,900								
123	322,800	351,600	371,800	396,300								
124	323,300	352,000	372,200	396,800								
125	323,600	352,400	372,700	397,200								
126		352,800	373,200	397,700								
127		353,300	373,800	398,100								
128		353,700	374,300	398,600								
129		354,100	374,600	399,000								
130		354,500	375,100	399,500								
131		354,900	375,600	399,900								
132		355,300	376,100	400,400								
133		355,500	376,400	400,800								
134		356,000	376,900									
135		356,400	377,300									
136		356,700	377,700									
137		357,000	378,000									
138		357,400	378,500									
139		357,900	379,000									
140		358,400	379,500									
141		358,700	379,800									
142		359,200										
143		359,700										
144		360,200										
145		360,500										
再任用 職員		239,700	251,400	255,700	287,200	303,700	317,900	341,500	376,900	408,600	450,900	520,800

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第四 教育職給料表(一)(第四条関係)

職員 の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	151,400	195,800	326,900	416,000
	2	152,900	197,500	329,100	417,800
	3	154,400	199,100	331,400	419,600
	4	155,900	200,800	333,600	421,300
	5	157,600	202,600	335,900	422,800
	6	159,500	204,300	338,100	424,300
	7	161,300	206,000	340,400	426,200
	8	163,100	207,600	342,700	428,100
	9	165,000	209,400	344,900	429,900
	10	167,100	211,300	347,000	431,700
	11	169,100	213,200	349,200	433,700
	12	171,100	215,100	351,300	435,500
	13	173,100	216,800	353,500	437,200
	14	175,300	218,800	355,500	439,100
	15	177,500	220,800	357,500	440,900
	16	179,700	222,800	359,500	442,800
	17	182,000	224,800	361,400	444,500
	18	184,600	227,500	363,300	446,300
	19	187,100	230,200	365,300	448,100
	20	189,600	232,900	367,300	449,900
	21	192,100	235,500	369,100	451,500
	22	193,800	238,300	371,100	453,200
	23	195,600	240,900	373,000	455,100
	24	197,300	243,600	375,000	456,800
	25	198,800	246,200	376,500	458,500
	26	200,500	248,700	378,300	460,100
	27	202,200	251,200	380,200	461,700
	28	203,800	253,700	382,100	463,300
	29	205,300	256,500	384,000	464,800
	30	207,000	258,900	385,900	466,100
	31	208,700	261,200	387,800	467,400
	32	210,400	263,500	389,800	468,700
	33	212,000	265,800	391,500	469,900
	34	213,800	268,100	393,200	470,600
	35	215,600	270,300	394,800	471,300
	36	217,400	272,500	396,600	472,000
	37	219,000	274,900	397,800	472,600
	38	220,800	276,900	399,300	473,300
	39	222,600	279,000	400,700	474,000
	40	224,500	281,100	402,100	474,700
	41	226,200	283,100	403,900	475,300
	42	227,900	285,800	405,300	476,000
	43	229,500	288,200	406,600	476,700
	44	231,100	290,700	408,100	477,400
	45	232,800	292,900	409,700	478,000
	46	234,200	295,500	411,000	478,700
	47	235,600	298,000	412,500	479,400
	48	237,000	300,700	414,100	480,100
	49	238,500	303,100	415,800	480,700

	50	240,000	305,500	417,200	481,400
	51	241,400	308,000	418,800	482,100
	52	242,900	310,400	420,300	482,800
	53	244,200	312,800	422,000	483,400
	54	245,500	315,100	423,500	484,100
	55	246,900	317,200	425,100	484,800
	56	248,300	319,400	426,700	485,500
	57	249,700	321,700	428,200	486,100
	58	250,800	323,800	429,700	486,800
	59	252,100	326,000	430,900	487,500
	60	253,400	328,000	432,100	488,200
	61	254,800	330,200	433,400	488,800
	62	256,300	332,300	434,700	
	63	257,700	334,500	436,000	
	64	259,000	336,700	437,200	
	65	260,400	338,600	438,400	
	66	262,000	340,800	439,600	
	67	263,600	342,900	440,800	
	68	265,300	345,200	442,000	
	69	266,800	347,200	443,200	
	70	268,200	349,200	444,400	
	71	269,700	351,300	445,600	
	72	271,200	353,300	446,800	
	73	272,300	355,100	447,900	
	74	273,700	357,000	448,500	
	75	275,100	358,900	449,000	
	76	276,400	360,800	449,500	
	77	277,800	362,700	450,000	
再任用	78	279,000	364,400	450,600	
職員以	79	280,200	366,100	451,100	
外の職	80	281,400	367,700	451,600	
員	81	282,600	369,200	452,100	
	82	283,900	370,700	452,700	
	83	285,100	372,200	453,200	
	84	286,300	373,700	453,700	
	85	287,500	374,800	454,200	
	86	288,600	376,200	454,800	
	87	289,800	377,600	455,300	
	88	291,000	378,900	455,800	
	89	292,200	380,200	456,300	
	90	293,300	381,500	456,900	
	91	294,500	382,700	457,400	
	92	295,700	384,000	457,900	
	93	296,500	385,300	458,400	
	94	297,500	386,400		
	95	298,700	387,700		
	96	299,900	388,900		
	97	300,900	390,300		
	98	302,000	391,300		
	99	303,000	392,400		
	100	304,100	393,400		
	101	305,000	394,300		
	102	306,100	395,300		
	103	307,200	396,400		
	104	308,200	397,500		
	105	308,800	398,200		

106	309,700	399,100
107	310,500	400,000
108	311,300	400,900
109	312,200	401,700
110	312,600	402,600
111	313,000	403,500
112	313,600	404,300
113	314,200	404,900
114	314,600	405,600
115	315,100	406,300
116	315,600	407,000
117	316,200	407,600
118	316,700	408,100
119	317,100	408,500
120	317,600	408,900
121	318,100	409,300
122	318,500	409,600
123	319,000	409,900
124	319,500	410,100
125	320,100	410,300
126	320,400	410,600
127	320,700	410,900
128	321,000	411,100
129	321,200	411,300
130	321,500	411,600
131	321,800	411,900
132	322,100	412,100
133	322,300	412,300
134	322,500	412,600
135	322,700	412,900
136	323,000	413,100
137	323,300	413,300
138	323,500	413,600
139	323,800	413,900
140	324,100	414,100
141	324,300	414,300
142	324,500	414,600
143	324,800	414,900
144	325,000	415,100
145	325,300	415,300
146	325,500	415,600
147	325,800	415,900
148	326,100	416,100
149	326,300	416,300
150	326,500	416,600
151	326,800	416,900
152	327,100	417,100
153	327,300	417,300
154	327,500	
155	327,800	
156	328,100	
157	328,300	
158	328,500	
159	328,800	
160	329,100	
161	329,300	



再任用 職員	232,500	272,900	329,900	414,300
-----------	---------	---------	---------	---------

- 備考 (一) この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五 教育職給料表(二)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,400	167,300	256,200	285,800	405,800
	2	152,900	169,400	258,700	288,500	407,300
	3	154,400	171,500	261,100	291,400	408,800
	4	155,900	173,700	263,600	294,100	410,300
	5	157,600	175,700	266,200	296,700	411,700
	6	159,500	177,900	268,600	299,100	413,100
	7	161,300	180,100	270,900	301,600	414,600
	8	163,100	182,300	273,200	304,200	416,200
	9	165,000	184,600	275,700	306,700	417,600
	10	167,100	187,400	278,100	309,500	419,000
	11	169,100	190,100	280,500	312,300	420,400
	12	171,100	192,800	282,900	315,300	421,700
	13	173,100	195,800	285,500	317,900	423,000
	14	175,300	197,500	287,600	320,100	424,400
	15	177,500	199,100	289,700	322,300	425,800
	16	179,700	200,800	291,900	324,600	427,200
	17	182,000	202,600	294,100	326,900	428,400
	18	184,600	204,300	296,800	329,100	429,700
	19	187,100	206,000	299,400	331,400	430,900
	20	189,600	207,600	302,100	333,600	432,200
	21	192,100	209,400	304,600	335,900	433,400
	22	193,800	211,300	307,300	338,100	434,600
	23	195,600	213,200	309,800	340,400	435,900
	24	197,300	215,100	312,500	342,700	437,200
	25	198,800	216,800	315,300	344,900	438,500
	26	200,400	218,800	317,600	346,700	439,700
	27	202,000	220,800	320,000	348,600	440,700
	28	203,500	222,800	322,300	350,500	441,800
	29	205,200	224,800	324,600	352,400	443,000
	30	206,900	227,500	326,600	354,200	443,800
	31	208,600	230,200	328,800	355,900	444,600
	32	210,300	232,900	331,000	357,800	445,500
	33	211,800	235,500	333,100	359,500	446,400
	34	213,500	238,300	335,200	361,200	446,900
	35	215,200	240,900	337,300	362,900	447,400
	36	216,900	243,600	339,300	364,700	447,900
	37	218,400	246,200	341,400	366,600	448,400
	38	220,100	248,700	343,300	368,100	448,900
	39	221,800	251,200	345,400	369,700	449,400
	40	223,500	253,700	347,300	371,300	449,900
	41	225,200	256,500	349,200	372,600	450,400
	42	226,900	258,900	351,000	374,100	450,900
	43	228,500	261,200	352,800	375,600	451,400
	44	230,100	263,500	354,500	377,100	451,900
	45	231,800	265,800	356,300	378,600	452,400
	46	233,300	268,100	358,000	380,200	452,900
	47	234,800	270,300	359,600	381,800	453,400
	48	236,200	272,500	361,200	383,300	453,900
	49	237,800	274,900	362,600	384,700	454,400

	50	239,200	276,900	364,100	386,200	454,900
	51	240,800	279,000	365,800	387,700	455,400
	52	242,000	281,100	367,400	389,100	455,900
	53	243,300	283,100	368,900	390,300	456,400
	54	244,800	285,800	370,400	391,600	456,900
	55	246,100	288,200	371,900	392,700	457,400
	56	247,400	290,700	373,500	393,800	457,900
	57	248,800	292,900	375,000	395,300	458,400
	58	250,000	295,500	376,400	396,500	458,900
	59	251,200	298,000	377,800	397,700	459,400
	60	252,500	300,700	379,100	399,000	459,900
	61	254,000	303,100	380,000	400,200	460,400
	62	255,400	305,500	381,200	401,200	
	63	256,700	308,000	382,400	402,600	
	64	257,700	310,400	383,500	404,000	
	65	258,700	312,800	384,500	405,200	
	66	260,200	315,100	385,700	406,300	
	67	261,800	317,200	386,700	407,500	
	68	263,300	319,400	387,800	408,600	
	69	264,900	321,700	389,000	409,600	
	70	266,400	323,800	390,000	410,800	
	71	267,900	326,000	391,100	412,000	
	72	269,400	328,000	392,300	413,200	
	73	270,600	330,200	393,300	413,800	
	74	271,800	332,300	394,400	414,600	
	75	273,100	334,500	395,500	415,300	
	76	274,400	336,700	396,600	415,800	
	77	275,800	338,500	397,500	416,100	
	78	276,900	340,400	398,400	416,500	
	79	278,100	342,300	399,400	416,900	
再任用	80	279,300	344,200	400,400	417,300	
職員以	81	280,600	346,000	401,200	417,600	
外の職	82	281,600	347,800	402,000	418,000	
員	83	282,800	349,500	402,700	418,400	
	84	284,100	351,300	403,600	418,700	
	85	285,100	352,700	404,300	419,000	
	86	286,000	354,300	405,100	419,400	
	87	287,000	356,000	405,800	419,800	
	88	288,000	357,500	406,500	420,100	
	89	289,100	358,900	407,100	420,400	
	90	290,000	360,200	407,800	420,700	
	91	290,900	361,600	408,300	421,000	
	92	291,800	363,000	409,000	421,200	
	93	292,300	364,500	409,400	421,400	
	94	293,000	365,800	409,800	421,700	
	95	293,800	367,100	410,100	422,000	
	96	294,600	368,300	410,400	422,200	
	97	295,400	369,300	410,700	422,400	
	98	296,200	370,300	411,000	422,700	
	99	297,000	371,300	411,300	423,000	
	100	297,700	372,300	411,500	423,200	
	101	298,600	373,200	411,700	423,400	
	102	299,100	374,300	412,000	423,700	
	103	299,600	375,300	412,300	424,000	
	104	300,100	376,300	412,500	424,200	
	105	300,300	377,100	412,700	424,400	

106	300,700	378,000	413,000
107	301,000	378,900	413,300
108	301,200	379,900	413,500
109	301,400	380,700	413,700
110	301,600	381,700	
111	301,900	382,700	
112	302,200	383,700	
113	302,400	384,300	
114	302,600	385,200	
115	302,800	386,100	
116	303,100	387,000	
117	303,400	387,800	
118	303,700	388,500	
119	304,000	389,300	
120	304,300	390,100	
121	304,400	390,700	
122	304,600	391,500	
123	304,900	392,200	
124	305,200	392,900	
125	305,400	393,500	
126		394,200	
127		394,700	
128		395,300	
129		396,000	
130		396,600	
131		397,100	
132		397,600	
133		397,900	
134		398,200	
135		398,500	
136		398,800	
137		399,100	
138		399,400	
139		399,700	
140		400,000	
141		400,300	
142		400,600	
143		400,900	
144		401,200	
145		401,400	
146		401,700	
147		402,000	
148		402,200	
149		402,400	
150		402,700	
151		403,000	
152		403,300	
153		403,500	
154		403,800	
155		404,100	
156		404,300	
157		404,500	
158		404,800	
159		405,100	
160		405,300	
161		405,500	

	162		405,800			
	163		406,100			
	164		406,300			
	165		406,500			
再任用 職員		223,600	269,700	296,800	323,200	404,300

備考 (一) この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第六 教育職給料表(三)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	174,100	208,900	268,400	340,700	476,200	533,500
	2	176,700	211,000	271,400	344,000	478,400	536,600
	3	179,300	213,100	274,300	347,200	480,600	539,600
	4	182,000	215,200	277,100	350,500	482,700	542,700
	5	184,700	217,100	280,000	353,600	484,600	545,800
	6	187,500	219,200	282,600	355,900	486,500	548,200
	7	190,300	221,300	285,100	358,400	488,400	550,600
	8	193,200	223,300	287,600	361,000	490,300	553,100
	9	196,200	225,600	290,200	363,700	492,300	555,400
	10	199,200	228,000	292,800	365,900	494,400	557,400
	11	202,100	230,400	295,400	368,200	496,400	559,400
	12	205,000	232,800	298,000	370,400	498,300	561,300
	13	207,700	235,000	300,300	372,500	500,000	563,000
	14	209,400	237,300	302,500	375,100	501,800	564,500
	15	211,100	239,600	304,700	377,600	503,600	565,800
	16	212,800	241,900	306,800	380,100	505,500	567,000
	17	214,500	244,200	309,300	382,400	507,200	568,100
	18	216,300	247,300	311,900	384,700	508,900	569,100
	19	218,100	250,400	314,600	387,100	510,700	569,800
	20	219,800	253,500	317,200	389,400	512,600	570,500
	21	221,700	256,400	319,700	391,900	514,200	571,100
	22	223,600	259,400	322,800	394,400	515,800	
	23	225,700	262,300	325,700	397,100	517,400	
	24	227,700	265,200	328,800	399,700	518,900	
	25	229,500	268,000	331,800	402,200	520,400	
	26	231,500	270,600	334,700	404,800	521,800	
	27	233,500	273,200	337,600	407,200	523,300	
	28	235,500	276,000	340,500	409,700	524,600	
	29	237,300	278,900	343,500	411,800	525,700	
	30	239,200	281,100	346,000	414,300	526,700	
	31	241,200	283,300	348,600	416,700	527,700	
	32	243,200	285,600	351,100	419,100	528,700	
	33	245,000	287,900	353,600	421,100	529,500	
	34	247,000	290,100	355,800	423,400	530,300	
	35	248,900	292,400	358,100	425,700	531,200	
	36	250,800	294,500	360,400	428,100	532,100	
	37	252,500	296,600	362,700	430,300	532,900	
	38	254,300	298,500	364,800	432,500	533,800	
	39	255,900	300,400	367,100	434,900	534,400	
	40	257,700	302,400	369,300	437,200	534,900	
	41	259,400	304,300	371,600	439,600	535,500	
	42	260,600	306,700	373,700	441,800	536,200	
	43	261,700	309,000	375,800	444,200	536,900	
	44	262,800	311,400	377,900	446,600	537,400	
	45	264,000	313,600	379,700	448,700	537,900	
	46	265,000	315,800	381,700	450,700	538,600	
	47	266,000	318,200	383,600	452,800	539,200	
	48	266,900	320,700	385,600	455,000	539,800	
	49	267,900	323,200	387,000	457,200	540,300	

	50	268,600	325,600	388,800	459,300
	51	269,500	327,900	390,500	461,600
	52	270,500	330,100	392,300	463,900
	53	271,400	332,400	393,500	465,700
	54	272,500	334,400	395,100	467,300
	55	273,500	336,400	396,700	469,000
	56	274,500	338,300	398,400	470,800
	57	275,400	340,200	399,800	472,300
	58	276,800	342,100	401,500	473,400
	59	278,200	344,200	403,300	474,500
	60	279,600	346,200	404,900	475,600
	61	280,800	348,100	406,200	476,700
	62	282,200	349,900	407,800	477,800
	63	283,500	351,800	409,300	478,900
	64	284,900	353,600	410,900	480,000
	65	286,000	355,500	412,300	481,000
	66	287,300	357,400	413,300	482,100
	67	288,600	359,200	414,300	483,100
再任用	68	289,900	361,000	415,200	484,200
職員以	69	291,300	362,700	416,200	485,100
外の職	70	292,400	364,400	417,200	486,100
員	71	293,400	366,200	418,300	487,100
	72	294,400	367,900	419,200	488,200
	73	295,600	369,400	419,900	489,100
	74	296,600	371,000	420,700	490,100
	75	297,700	372,500	421,700	491,100
	76	298,800	374,200	422,700	492,100
	77	299,600	375,900	423,700	493,100
	78	300,600	377,600	424,700	493,900
	79	301,600	379,300	425,700	494,800
	80	302,500	380,900	426,600	495,700
	81	303,300	382,400	427,300	496,500
	82	304,200	383,900	428,200	497,300
	83	305,100	385,400	429,100	498,100
	84	306,000	387,000	429,900	498,900
	85	306,700	388,000	430,800	499,400
	86	307,400	389,300	431,600	500,100
	87	308,200	390,700	432,400	500,900
	88	309,100	392,000	433,400	501,700
	89	310,000	393,400	434,100	502,400
	90	310,800	394,500	434,600	503,200
	91	311,600	395,600	435,200	503,800
	92	312,300	396,800	435,600	504,200
	93	313,000	397,600	436,100	504,700
	94	313,800	398,700	436,600	505,300
	95	314,500	399,800	437,000	505,800
	96	315,200	400,800	437,400	506,300
	97	315,600	401,700	437,600	506,700
	98	316,000	402,700	438,000	
	99	316,400	403,800	438,300	
	100	316,800	404,700	438,600	
	101	317,100	405,500	438,900	
	102	317,500	406,500	439,200	
	103	317,800	407,500	439,500	
	104	318,200	408,500	439,800	
	105	318,700	409,100	440,000	

106	319,100	409,800	440,300			
107	319,600	410,500	440,600			
108	320,100	411,100	440,800			
109	320,500	411,600	441,000			
110	321,000	412,000	441,300			
111	321,400	412,300	441,600			
112	321,900	412,600	441,800			
113	322,200	412,800	442,000			
114	322,700	413,100				
115	323,100	413,400				
116	323,600	413,700				
117	323,900	413,900				
118	324,300	414,200				
119	324,800	414,500				
120	325,300	414,700				
121	325,500	414,900				
122	325,900	415,200				
123	326,400	415,500				
124	326,700	415,700				
125	326,900	415,900				
126	327,200					
127	327,700					
128	328,200					
129	328,400					
130	328,800					
131	329,300					
132	329,700					
133	329,900					
134	330,300					
135	330,800					
136	331,000					
137	331,300					
138	331,700					
139	332,100					
140	332,500					
141	333,000					
再任用 職員	246,200	292,000	309,400	374,600	468,300	533,300

備考 この表は、看護専門学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



別表第七 研究職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	138,200	187,800	274,900	328,200	387,100	522,800
	2	139,300	190,300	277,400	330,400	390,000	525,900
	3	140,500	192,700	279,900	332,600	392,800	529,000
	4	141,600	195,200	282,400	334,700	395,600	532,100
	5	142,700	197,700	284,900	336,600	397,900	535,200
	6	144,000	200,000	287,100	338,700	400,600	537,600
	7	145,300	202,300	289,300	340,800	403,400	540,000
	8	146,600	204,500	291,500	342,900	406,100	542,400
	9	147,700	206,600	293,700	345,000	408,800	544,800
	10	149,400	208,900	296,500	347,000	411,400	546,500
	11	151,000	211,200	299,200	349,100	414,100	548,400
	12	152,600	213,500	302,000	351,100	416,900	550,300
	13	154,100	215,700	304,400	353,200	419,600	552,000
	14	156,000	218,100	307,100	355,100	422,300	553,400
	15	157,900	220,500	309,800	357,000	425,100	554,600
	16	159,900	222,900	312,600	358,900	427,800	555,600
	17	161,700	225,300	315,300	360,800	430,300	556,700
	18	163,900	228,100	317,500	362,700	432,900	557,400
	19	166,200	231,000	319,800	364,600	435,500	558,000
	20	168,300	233,900	322,000	366,600	438,100	558,600
	21	170,500	236,400	324,300	368,200	440,600	559,300
	22	172,900	239,100	326,300	370,200	443,200	
	23	175,200	241,600	328,300	372,100	445,800	
	24	177,500	244,300	330,400	374,100	448,300	
	25	179,600	247,000	332,500	375,700	450,500	
	26	181,700	249,400	334,400	377,400	452,800	
	27	183,800	251,800	336,200	379,300	455,300	
	28	185,900	254,300	338,100	381,200	457,800	
	29	187,900	257,000	340,100	383,100	460,300	
	30	189,700	259,200	341,800	385,000	462,800	
	31	191,500	261,300	343,500	386,900	465,400	
	32	193,200	263,400	345,200	388,900	467,900	
	33	195,100	265,400	346,600	390,500	470,200	
	34	197,000	267,500	348,000	392,300	472,600	
	35	198,900	269,700	349,500	393,900	475,000	
	36	200,800	271,700	351,000	395,700	477,500	
	37	202,500	273,700	352,300	396,900	479,900	
	38	204,400	275,200	353,700	398,400	482,400	
	39	206,300	276,700	355,100	399,800	484,800	
	40	208,200	278,300	356,500	401,200	487,300	
	41	210,100	279,700	357,400	402,600	489,600	
	42	212,000	280,900	358,500	404,000	491,800	
	43	213,900	282,000	359,800	405,500	494,100	
	44	215,800	283,100	360,900	407,100	496,300	
	45	217,500	284,000	362,100	408,500	498,000	
	46	219,400	285,300	363,300	409,700	499,500	
	47	221,200	286,600	364,600	411,300	501,100	
	48	223,000	287,800	365,800	412,900	502,600	
	49	224,800	289,200	366,900	414,200	504,300	

	50	226,600	290,500	368,200	415,600	505,700
	51	228,400	291,700	369,500	417,100	507,100
	52	230,100	292,900	370,800	418,500	508,600
	53	231,700	294,100	371,500	419,900	509,700
	54	233,500	295,300	372,500	421,300	510,900
	55	235,300	296,600	373,500	422,700	512,100
	56	236,900	297,800	374,500	424,100	513,300
	57	238,500	298,900	375,300	425,200	514,200
再任用	58	239,800	300,100	376,100	426,500	515,200
職員以	59	241,000	301,300	376,800	427,900	516,200
外の職	60	242,100	302,500	377,500	429,200	517,200
員	61	243,400	303,500	378,100	430,000	518,300
	62	244,500	304,600	378,800	430,900	519,200
	63	245,600	305,700	379,700	431,900	519,900
	64	246,800	306,800	380,600	432,800	520,600
	65	248,000	307,800	381,200	433,800	521,400
	66	249,300	308,900	382,000	434,600	522,200
	67	250,500	310,000	382,800	435,200	523,100
	68	251,500	311,100	383,600	436,000	523,900
	69	252,500	312,200	384,200	436,400	524,600
	70	254,100	313,200	384,900	437,000	525,400
	71	255,600	314,400	385,600	437,500	526,200
	72	257,000	315,500	386,300	438,000	527,000
	73	258,400	316,300	387,000	438,500	527,700
	74	259,800	317,300	387,600	439,100	528,500
	75	261,200	318,400	388,200	439,600	529,300
	76	262,500	319,500	388,900	440,100	530,100
	77	263,600	320,600	389,600	440,600	530,800
	78	264,800	321,600	390,200	441,200	
	79	266,100	322,600	390,800	441,700	
	80	267,300	323,500	391,400	442,200	
	81	268,700	324,600	392,000	442,700	
	82	270,000	325,400	392,600	443,300	
	83	271,300	326,100	393,200	443,800	
	84	272,500	326,900	393,800	444,300	
	85	273,700	327,400	394,300	444,800	
	86	274,900	327,900	394,800	445,400	
	87	276,200	328,400	395,300	445,900	
	88	277,400	328,900	396,000	446,400	
	89	278,400	329,200	396,400	446,900	
	90	279,600	329,700	396,900		
	91	280,800	330,200	397,400		
	92	282,000	330,700	398,100		
	93	283,000	331,000	398,500		
	94	284,100	331,400	399,000		
	95	285,100	331,900	399,500		
	96	286,100	332,400	400,200		
	97	286,700	332,900	400,600		
	98	287,600	333,400	401,100		
	99	288,400	333,900	401,600		
	100	289,300	334,400	402,300		
	101	290,200	334,900	402,700		
	102	290,900	335,400	403,300		
	103	291,600	335,900	403,800		
	104	292,300	336,400	404,500		
	105	293,000	336,900	404,900		

	106	293,500	337,300	405,400			
	107	294,000	337,800	405,900			
	108	294,500	338,200	406,600			
	109	294,700	338,700	407,000			
	110	295,100	339,100	407,500			
	111	295,400	339,600	408,000			
	112	295,700	340,000	408,700			
	113	296,000	340,500	409,100			
	114	296,300	340,900				
	115	296,600	341,400				
	116	296,900	341,800				
	117	297,200	342,300				
	118	297,600	342,700				
	119	297,900	343,100				
	120	298,300	343,600				
	121	298,600	344,000				
再任用 職員		215,900	257,300	282,100	324,700	383,400	522,500

備考 この表は、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第八 医療職給料表(一)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	240,900	326,800	393,900	470,200	565,900
	2	243,400	329,900	396,800	472,500	569,000
	3	245,900	333,000	399,700	474,800	572,100
	4	248,400	336,100	402,600	477,100	575,200
	5	250,700	338,900	405,400	479,400	578,100
	6	254,600	342,200	408,200	481,600	580,500
	7	258,400	345,600	411,000	483,800	583,000
	8	262,200	348,900	413,800	486,000	585,400
	9	265,800	351,900	416,400	488,100	587,600
	10	269,800	355,100	419,100	490,200	589,100
	11	273,800	358,300	421,800	492,300	590,600
	12	277,800	361,500	424,500	494,500	592,100
	13	281,600	364,600	427,000	496,600	593,600
	14	285,700	368,300	429,500	498,700	594,700
	15	289,700	371,900	431,900	500,800	595,800
	16	293,700	375,700	434,500	502,900	596,700
	17	297,500	379,300	436,700	505,000	597,900
	18	301,100	382,000	439,100	507,000	598,900
	19	304,700	384,800	441,500	509,000	599,900
	20	308,300	387,600	443,900	511,000	600,900
	21	312,000	390,500	446,000	512,800	601,900
	22	315,900	393,100	448,400	514,600	
	23	319,600	395,700	450,800	516,500	
	24	323,300	398,300	453,100	518,400	
	25	326,900	400,700	455,300	520,100	
	26	329,700	403,000	457,600	521,900	
	27	332,500	405,400	459,900	523,800	
	28	335,300	407,700	462,200	525,600	
	29	338,100	410,100	464,500	527,500	
	30	340,500	412,200	466,800	529,300	
	31	342,900	414,200	469,100	531,100	
	32	345,400	416,300	471,400	532,900	
	33	347,800	418,400	473,400	534,500	
	34	350,300	420,400	475,500	536,300	
	35	352,700	422,400	477,600	538,000	
	36	355,200	424,400	479,700	539,800	
	37	357,600	426,500	481,800	541,400	
	38	360,000	428,500	483,600	543,000	
	39	362,400	430,500	485,400	544,400	
	40	364,800	432,500	487,200	546,000	
	41	367,100	434,600	488,900	547,500	
	42	368,600	436,400	490,700	548,900	
	43	370,100	438,200	492,500	550,300	
	44	371,600	440,000	494,400	551,600	
	45	373,100	441,900	496,000	552,900	
再任用	46	374,600	443,700	497,700	553,900	
職員以	47	376,100	445,500	499,500	554,900	
外の職	48	377,600	447,300	501,300	555,900	
	49	378,900	449,100	502,900	556,900	

員	50	379,900	450,800	504,200	557,800	
	51	380,900	452,600	505,500	558,700	
	52	381,900	454,400	506,800	559,600	
	53	382,900	456,300	508,100	560,400	
	54	383,800	457,500	509,400	561,300	
	55	384,700	458,700	510,700	562,200	
	56	385,600	459,900	512,000	563,100	
	57	386,600	461,100	513,000	564,000	
	58	387,500	462,100	513,800	564,900	
	59	388,300	463,200	514,600	565,800	
	60	389,200	464,200	515,400	566,500	
	61	390,000	465,000	516,300	567,400	
	62	390,500	465,700	517,100	568,300	
	63	391,000	466,400	518,000	569,200	
	64	391,500	467,100	518,800	570,100	
	65	391,800	467,800	519,700	571,000	
	66		468,500	520,600	571,900	
	67		469,200	521,300	572,800	
	68		469,900	522,200	573,700	
	69		470,400	523,200	574,600	
	70		471,100	524,000	575,500	
	71		471,800	524,900	576,400	
	72		472,500	525,800	577,300	
	73		472,900	526,600	578,200	
	74		473,500	527,500	579,100	
	75		474,200	528,400	580,000	
	76		474,900	529,100	580,900	
	77		475,300	529,900	581,800	
	78		475,900	530,800	582,800	
	79		476,500	531,700	583,700	
	80		477,000	532,600	584,600	
	81		477,600	533,400	585,500	
	82		478,100	534,300		
	83		478,600	535,200		
	84		479,100	536,100		
	85		479,500	536,900		
	86		480,100	537,800		
	87		480,500	538,700		
	88		481,000	539,600		
	89		481,500	540,400		
	90		482,100			
	91		482,700			
	92		483,100			
	93		483,600			
	94		484,200			
	95		484,800			
	96		485,400			
	97		485,900			
再任用 職員		294,800	337,300	391,900	465,300	565,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第九 医療職給料表(二)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	円 142,900	円 180,900	円 216,200	円 242,800	円 276,600	円 324,800	円 370,000	円 436,400
	2	円 144,300	円 182,500	円 217,800	円 244,200	円 278,700	円 326,800	円 372,700	円 439,000
	3	円 145,700	円 184,100	円 219,400	円 245,500	円 280,900	円 329,000	円 375,400	円 441,500
	4	円 147,100	円 185,700	円 221,000	円 246,900	円 283,100	円 331,200	円 378,100	円 444,100
	5	円 148,300	円 187,200	円 222,400	円 248,200	円 285,400	円 333,200	円 380,500	円 446,500
	6	円 150,100	円 188,800	円 224,100	円 249,500	円 287,500	円 335,400	円 383,200	円 449,000
	7	円 151,800	円 190,400	円 225,600	円 250,800	円 289,700	円 337,500	円 385,800	円 451,500
	8	円 153,500	円 191,900	円 227,200	円 252,100	円 291,900	円 339,700	円 388,500	円 454,000
	9	円 155,200	円 193,500	円 228,700	円 253,500	円 293,900	円 341,700	円 390,600	円 456,400
	10	円 156,900	円 195,300	円 230,200	円 254,600	円 296,100	円 343,900	円 392,900	円 458,800
	11	円 158,600	円 196,900	円 231,600	円 255,800	円 298,200	円 346,100	円 395,100	円 461,400
	12	円 160,400	円 198,600	円 233,000	円 257,000	円 300,400	円 348,200	円 397,300	円 463,900
	13	円 161,900	円 200,200	円 234,800	円 258,300	円 302,600	円 349,900	円 399,400	円 466,400
	14	円 163,800	円 201,800	円 236,200	円 260,000	円 304,600	円 351,900	円 401,400	円 467,900
	15	円 165,900	円 203,400	円 237,500	円 261,600	円 306,700	円 353,800	円 403,500	円 469,200
	16	円 167,800	円 205,000	円 238,900	円 263,200	円 308,700	円 355,800	円 405,600	円 470,500
	17	円 169,700	円 206,500	円 240,200	円 264,800	円 310,900	円 357,800	円 407,400	円 471,700
	18	円 171,600	円 208,200	円 241,500	円 266,700	円 312,900	円 359,800	円 409,400	円 473,000
	19	円 173,400	円 209,900	円 242,800	円 268,500	円 315,100	円 361,800	円 411,300	円 474,300
	20	円 175,300	円 211,600	円 244,100	円 270,400	円 317,200	円 363,800	円 413,400	円 475,600
	21	円 177,200	円 212,900	円 245,500	円 272,200	円 319,100	円 365,600	円 415,200	円 476,800
	22	円 178,700	円 214,400	円 246,600	円 274,000	円 321,100	円 367,600	円 416,800	円 478,200
	23	円 180,200	円 215,800	円 247,800	円 275,900	円 323,000	円 369,700	円 418,400	円 479,600
	24	円 181,700	円 217,300	円 249,000	円 277,700	円 325,000	円 371,800	円 419,900	円 480,800
	25	円 183,300	円 218,700	円 250,200	円 279,500	円 327,000	円 373,200	円 421,400	円 482,200
	26	円 184,800	円 220,100	円 251,800	円 281,400	円 328,900	円 375,100	円 422,700	円 483,500
	27	円 186,300	円 221,500	円 253,300	円 283,300	円 330,900	円 376,900	円 424,000	円 484,900
	28	円 187,700	円 222,800	円 254,900	円 285,200	円 332,900	円 378,600	円 425,300	円 486,300
	29	円 189,300	円 224,400	円 256,400	円 287,200	円 334,500	円 380,400	円 426,600	円 487,700
	30	円 190,600	円 225,800	円 258,200	円 289,100	円 336,300	円 381,900	円 427,800	円 488,800
	31	円 191,900	円 227,400	円 260,000	円 290,900	円 338,000	円 383,500	円 429,000	円 489,900
	32	円 193,200	円 228,800	円 261,700	円 292,800	円 339,800	円 385,200	円 430,100	円 491,000
	33	円 194,700	円 230,300	円 263,200	円 294,600	円 341,600	円 386,500	円 431,300	円 492,100
	34	円 196,100	円 231,700	円 265,000	円 296,300	円 343,500	円 387,800	円 432,500	円 493,100
	35	円 197,500	円 232,900	円 266,700	円 298,100	円 345,400	円 389,100	円 433,800	円 494,000
	36	円 198,900	円 234,200	円 268,500	円 299,900	円 347,200	円 390,300	円 435,000	円 494,900
	37	円 200,000	円 235,700	円 270,000	円 301,400	円 349,000	円 391,400	円 436,300	円 495,900
	38	円 201,300	円 237,000	円 271,700	円 303,100	円 350,700	円 392,600	円 437,100	
	39	円 202,600	円 238,300	円 273,400	円 304,800	円 352,300	円 393,700	円 437,500	
	40	円 203,900	円 239,700	円 275,100	円 306,400	円 354,000	円 394,800	円 438,200	
	41	円 205,100	円 241,000	円 276,800	円 308,200	円 355,200	円 395,600	円 438,700	
	42	円 206,300	円 242,400	円 278,400	円 309,900	円 356,300	円 396,400	円 439,100	
	43	円 207,500	円 243,700	円 280,100	円 311,500	円 357,500	円 397,200	円 439,500	
	44	円 208,700	円 244,800	円 281,800	円 313,200	円 358,700	円 398,000	円 439,900	
	45	円 209,900	円 246,000	円 283,400	円 314,500	円 359,900	円 398,400	円 440,300	
	46	円 211,000	円 247,500	円 285,200	円 315,900	円 360,700	円 399,000	円 440,700	
	47	円 212,100	円 249,100	円 286,900	円 317,400	円 361,900	円 399,500	円 441,100	
	48	円 213,200	円 250,600	円 288,500	円 319,000	円 363,000	円 399,900	円 441,400	
	49	円 214,300	円 252,200	円 289,900	円 320,500	円 364,000	円 400,300	円 441,700	

再任用 職員以 外の職 員	50	215,300	253,600	291,500	321,800	365,000	400,600	442,100
	51	216,300	255,100	293,000	323,000	366,000	400,900	442,400
	52	217,300	256,500	294,600	324,300	367,000	401,200	442,700
	53	218,100	257,600	296,000	325,400	367,800	401,500	443,000
	54	219,100	259,000	297,500	326,400	368,600	401,800	443,400
	55	220,000	260,400	298,900	327,500	369,500	402,100	443,700
	56	221,000	261,800	300,400	328,500	370,400	402,400	444,000
	57	221,800	262,800	301,700	329,000	370,900	402,700	444,300
	58	222,700	264,100	302,900	329,900	371,700	403,000	444,700
	59	223,600	265,400	304,200	330,700	372,500	403,400	445,000
	60	224,600	266,700	305,600	331,600	373,400	403,800	445,300
	61	225,500	267,700	306,900	332,400	373,800	404,000	445,600
	62	226,500	268,900	308,100	332,700	374,500	404,300	446,000
	63	227,500	270,200	309,400	333,300	375,200	404,600	446,300
	64	228,600	271,500	310,600	334,000	375,900	404,900	446,600
	65	229,300	272,500	312,000	334,600	376,300	405,100	446,900
	66	230,200	273,600	312,800	335,300	376,900	405,400	
	67	231,100	274,700	313,700	336,000	377,600	405,700	
	68	232,000	275,800	314,500	336,700	378,200	406,000	
	69	232,700	276,900	315,100	337,400	378,600	406,200	
	70	233,400	277,900	315,800	337,900	379,100	406,500	
	71	234,100	279,000	316,500	338,500	379,600	406,800	
	72	234,800	280,100	317,100	339,100	380,100	407,100	
	73	235,500	281,000	317,800	339,400	380,700	407,300	
	74	236,300	281,700	318,000	340,000	381,200	407,600	
	75	237,100	282,300	318,600	340,500	381,800	407,900	
	76	237,900	283,100	319,200	341,100	382,400	408,200	
	77	238,500	284,000	319,800	341,600	382,900	408,400	
78	239,100	284,600	320,300	342,100	383,400	408,700		
79	239,700	285,200	320,800	342,600	383,900	409,000		
80	240,300	285,800	321,300	343,000	384,400	409,300		
81	240,700	286,500	321,900	343,300	384,700	409,500		
82	241,100	287,000	322,400	343,700	385,200	409,800		
83	241,500	287,400	322,800	344,100	385,600	410,100		
84	241,900	287,800	323,300	344,400	386,000	410,400		
85	242,300	288,000	323,800	344,900	386,400	410,600		
86		288,200	324,200	345,200	386,900	410,900		
87		288,400	324,400	345,500	387,300	411,200		
88		288,600	324,800	345,800	387,700	411,500		
89		289,000	325,200	346,200	388,100	411,700		
90		289,200	325,600	346,500	388,600			
91		289,400	326,000	346,900	389,000			
92		289,600	326,400	347,200	389,400			
93		290,000	326,700	347,600	389,800			
94		290,200	326,900	347,900				
95		290,400	327,300	348,200				
96		290,700	327,600	348,500				
97		291,100	327,800	348,800				
98		291,400	328,100	349,200				
99		291,600	328,400	349,600				
100		291,900	328,700	350,000				
101		292,200	328,900	350,500				
102		292,400	329,200	350,900				
103		292,600	329,600	351,300				
104		292,900	329,800	351,700				
105		293,200	329,900	352,200				

	106			330,200					
	107			330,600					
	108			330,800					
	109			331,000					
	110			331,400					
	111			331,800					
	112			332,200					
	113			332,400					
再任用 職員		187,000	213,700	242,000	255,500	280,700	321,600	363,900	425,600

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



別表第十 医療職給料表(三)(第四条関係)

職員 の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	156,100	183,500	232,200	255,700	282,400	328,000	373,000
	2	157,500	185,600	234,000	256,700	284,400	330,200	375,700
	3	159,000	187,700	235,800	257,700	286,400	332,300	378,400
	4	160,400	189,800	237,600	258,800	288,400	334,500	381,000
	5	161,800	191,900	239,000	259,800	290,200	336,700	383,200
	6	163,300	194,300	240,400	260,900	292,000	338,800	385,600
	7	164,900	196,600	241,600	261,800	293,900	341,000	387,900
	8	166,400	198,900	242,900	262,900	295,800	343,100	390,200
	9	167,700	201,300	244,100	264,200	297,700	344,900	392,200
	10	169,400	202,700	245,200	265,000	299,600	346,900	394,300
	11	171,000	204,100	246,200	266,300	301,400	348,800	396,500
	12	172,600	205,500	247,300	267,600	303,300	350,800	398,800
	13	174,100	206,900	248,600	268,900	305,000	352,900	400,700
	14	176,100	208,400	249,700	270,400	306,700	355,000	402,700
	15	178,100	209,900	250,700	271,700	308,500	357,100	405,000
	16	180,100	211,200	251,700	273,200	310,300	359,100	407,200
	17	182,300	212,600	252,700	274,600	312,200	361,100	409,200
	18	184,400	214,100	253,700	276,100	313,900	363,100	411,400
	19	186,500	215,600	254,900	277,500	315,600	365,200	413,600
	20	188,600	217,100	255,900	279,000	317,300	367,300	415,700
	21	190,700	218,500	256,900	280,600	318,800	369,000	417,600
	22	192,900	220,200	257,900	282,200	320,400	371,100	419,500
	23	195,200	221,900	259,000	283,800	322,000	373,200	421,300
	24	197,400	223,600	260,100	285,300	323,500	375,300	423,200
	25	199,500	225,100	261,300	286,600	325,200	377,300	424,900
	26	200,800	226,800	262,800	288,400	326,600	378,900	426,500
	27	202,100	228,500	264,100	290,200	328,100	380,800	428,200
	28	203,400	230,200	265,500	291,900	329,700	382,700	429,800
	29	204,600	231,800	266,900	293,500	331,100	384,500	431,100
	30	205,800	233,200	268,500	295,200	332,600	386,200	432,400
	31	207,100	234,500	270,100	296,800	334,000	388,100	434,100
	32	208,300	235,700	271,600	298,500	335,500	389,900	435,600
	33	209,600	237,100	273,200	300,000	337,200	391,600	437,300
	34	210,900	238,200	274,700	301,500	338,700	393,300	438,900
	35	212,200	239,200	276,100	303,100	340,300	395,100	440,300
	36	213,500	240,400	277,500	304,700	341,800	396,800	441,700
	37	214,900	241,600	279,100	306,200	343,600	398,400	442,800
	38	216,300	242,700	280,500	307,700	345,200	400,100	444,100
	39	217,700	243,700	282,000	309,300	346,700	401,900	445,400
	40	219,100	244,800	283,400	310,900	348,300	403,800	446,800
	41	220,200	245,700	285,100	312,500	349,500	405,300	447,800
	42	221,600	246,700	286,700	314,000	351,000	406,800	448,500
	43	223,000	247,700	288,200	315,400	352,500	408,300	449,300
	44	224,500	248,700	289,800	316,900	353,900	409,600	449,900
	45	225,700	249,700	291,200	318,000	355,500	410,700	450,800
	46	227,100	250,700	292,600	319,400	356,500	411,800	451,500
	47	228,400	251,800	294,100	320,800	358,000	412,900	452,300
	48	229,700	252,900	295,600	322,300	359,300	414,100	453,100
	49	230,800	254,000	296,900	323,500	360,700	415,400	453,800

	50	231,900	255,400	298,200	324,900	362,100	416,500	454,500
	51	233,100	256,600	299,600	326,200	363,400	417,700	455,200
	52	234,200	257,900	301,000	327,500	364,800	418,800	456,000
	53	235,400	259,200	302,500	328,900	366,300	420,000	456,800
	54	236,500	260,800	303,800	330,300	367,500	421,000	457,600
	55	237,600	262,300	305,200	331,700	368,600	422,100	458,300
	56	238,600	263,800	306,600	333,000	369,800	423,200	459,000
	57	239,700	265,400	307,700	333,900	370,900	424,300	459,800
	58	240,800	267,000	308,900	335,200	371,800	424,800	
	59	241,700	268,500	310,200	336,400	372,800	425,400	
	60	242,700	270,100	311,600	337,700	373,900	425,800	
	61	243,800	271,500	312,700	338,800	374,500	426,400	
	62	244,800	273,000	314,100	339,700	375,300	426,900	
	63	245,800	274,500	315,400	340,900	376,100	427,300	
	64	246,900	275,900	316,600	342,200	376,900	427,800	
	65	247,800	277,500	317,900	343,300	377,600	428,400	
	66	249,000	279,000	319,200	344,600	378,300	428,800	
	67	250,200	280,500	320,500	345,800	379,100	429,100	
	68	251,200	282,000	321,800	346,900	379,800	429,400	
	69	252,100	283,200	322,500	347,900	380,400	429,800	
	70	253,300	284,800	323,600	348,900	381,000	430,200	
	71	254,700	286,300	324,700	350,000	381,700	430,500	
	72	255,900	287,700	325,600	351,100	382,300	430,800	
	73	257,300	288,900	326,900	351,900	383,000	431,200	
	74	258,600	290,300	327,600	353,000	383,500	431,600	
	75	259,900	291,700	328,700	354,100	384,100	431,900	
	76	261,200	293,000	329,900	355,200	384,600	432,200	
	77	262,200	294,500	331,000	355,900	385,000	432,600	
	78	263,300	295,800	332,200	356,700	385,600	433,100	
	79	264,600	297,000	333,300	357,500	386,100	433,400	
	80	265,900	298,300	334,500	358,200	386,400	433,700	
	81	267,000	299,100	335,600	358,800	386,700	434,100	
再任用	82	268,000	300,300	336,700	359,300	387,200	434,500	
職員以	83	269,100	301,500	337,700	359,900	387,600	434,800	
外の職	84	270,200	302,700	338,800	360,400	387,900	435,100	
員	85	271,100	303,800	339,700	361,000	388,200	435,500	
	86	272,000	305,000	340,700	361,500	388,700	435,900	
	87	273,100	306,200	341,600	362,100	389,200	436,200	
	88	274,200	307,300	342,600	362,600	389,600	436,500	
	89	275,200	308,600	343,700	363,000	389,900	436,900	
	90	276,100	309,800	344,500	363,400	390,300	437,300	
	91	277,100	311,000	345,300	364,000	390,800	437,600	
	92	278,100	312,200	346,100	364,500	391,200	437,900	
	93	279,100	313,000	346,700	364,800	391,600	438,300	
	94	280,100	313,800	347,300	365,300		438,700	
	95	281,000	314,500	348,000	365,700		439,000	
	96	282,000	315,100	348,600	366,000		439,300	
	97	282,900	315,800	349,000	366,600		439,700	
	98	283,800	316,100	349,400	367,100			
	99	284,500	316,700	349,900	367,600			
	100	285,400	317,400	350,300	368,100			
	101	286,200	317,800	350,800	368,700			
	102	287,000	318,400	351,200	369,200			
	103	287,800	319,000	351,700	369,700			
	104	288,600	319,600	352,100	370,100			
	105	289,300	320,000	352,400	370,700			

106	289,800	320,500	352,900	371,200
107	290,300	321,000	353,300	371,700
108	290,800	321,500	353,600	372,200
109	291,000	321,900	354,100	372,800
110	291,300	322,300	354,600	373,200
111	291,500	322,600	355,100	373,800
112	291,900	322,900	355,600	374,300
113	292,200	323,300	356,100	374,900
114	292,400	323,700	356,600	
115	292,800	324,100	357,100	
116	293,100	324,400	357,500	
117	293,400	324,600	357,900	
118	293,700	324,900	358,300	
119	294,000	325,300	358,800	
120	294,400	325,500	359,300	
121	294,700	325,700	359,700	
122	295,100	326,000	360,200	
123	295,400	326,300	360,700	
124	295,800	326,600	361,200	
125	296,000	326,800	361,500	
126	296,200	327,100		
127	296,500	327,500		
128	296,900	327,700		
129	297,100	327,800		
130	297,400	328,100		
131	297,800	328,500		
132	298,200	328,700		
133	298,400	329,000		
134	298,700	329,400		
135	299,100	329,800		
136	299,400	330,200		
137	299,600	330,500		
138	299,900	330,900		
139	300,300	331,300		
140	300,600	331,700		
141	300,800	332,000		
142	301,200	332,400		
143	301,600	332,700		
144	301,900	333,100		
145	302,000	333,400		
146	302,300	333,800		
147	302,600	334,200		
148	303,000	334,600		
149	303,200	334,900		
150	303,400	335,300		
151	303,700	335,700		
152	304,000	336,100		
153	304,400	336,400		
154	304,600			
155	304,800			
156	305,100			
157	305,400			
158	305,700			
159	306,000			
160	306,300			
161	306,700			

	162	307,000						
	163	307,300						
	164	307,600						
	165	308,000						
	166	308,300						
	167	308,600						
	168	308,900						
	169	309,300						
再任用 職員		233,500	254,000	261,200	271,400	287,800	325,000	369,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第十一 福祉職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,200	201,500	247,900	269,900	316,900	361,300
	2	152,400	203,300	249,500	271,700	319,100	363,900
	3	153,600	205,100	251,100	273,500	321,400	366,400
	4	154,800	206,800	252,700	275,200	323,600	369,000
	5	155,800	208,500	254,200	277,000	325,900	371,100
	6	157,300	210,300	255,600	279,200	327,900	373,700
	7	158,700	212,100	257,100	281,500	330,100	376,100
	8	160,100	213,800	258,600	283,900	332,300	378,600
	9	161,400	215,700	259,900	286,000	334,400	381,100
	10	162,800	217,200	261,400	288,200	336,600	383,800
	11	164,300	218,700	262,900	290,500	338,700	386,400
	12	165,800	220,200	264,100	292,700	340,900	389,100
	13	167,300	221,700	265,400	294,700	342,900	391,500
	14	168,800	223,300	267,300	297,000	345,000	393,800
	15	170,300	225,000	269,100	299,300	347,100	396,000
	16	171,800	226,600	271,000	301,600	349,100	398,400
	17	173,400	228,000	272,700	303,700	351,000	400,200
	18	175,200	229,600	274,600	306,000	353,000	402,200
	19	176,900	231,100	276,500	308,200	354,900	404,200
	20	178,600	232,600	278,300	310,500	356,800	406,000
	21	180,200	233,900	279,900	312,700	358,800	407,900
	22	181,900	235,400	281,700	314,900	360,700	409,700
	23	183,600	236,800	283,400	317,100	362,700	411,500
	24	185,300	238,400	285,300	319,200	364,600	413,400
	25	186,900	239,900	287,200	321,300	366,600	415,200
	26	188,700	241,600	288,900	323,300	368,500	416,700
	27	190,500	243,200	290,700	325,400	370,500	418,200
	28	192,200	244,900	292,500	327,400	372,500	419,800
	29	194,000	246,400	294,100	329,400	374,100	421,400
	30	195,600	247,800	295,800	331,500	375,900	422,700
	31	197,100	249,300	297,500	333,500	377,700	424,000
	32	198,500	250,800	299,100	335,600	379,300	425,200
	33	200,000	252,300	300,700	337,400	381,100	426,400
	34	201,300	253,600	302,300	339,300	382,500	427,700
	35	202,600	255,100	303,800	341,300	384,000	429,000
	36	203,900	256,500	305,400	343,200	385,600	430,200
	37	205,200	257,900	307,100	344,800	387,000	431,400
	38	206,600	259,700	308,600	346,700	388,200	432,200
	39	208,000	261,300	310,200	348,600	389,400	433,100
	40	209,400	263,000	311,800	350,400	390,500	433,900
	41	210,400	264,500	313,200	352,300	391,600	434,500
	42	211,600	266,200	314,900	354,100	392,800	435,200
	43	212,700	267,800	316,500	355,900	394,000	435,900
	44	213,900	269,400	318,000	357,600	395,100	436,600
	45	214,800	271,100	319,300	359,400	395,800	437,400
	46	215,900	272,700	320,500	360,800	396,500	438,200
	47	217,000	274,400	321,700	362,300	397,200	438,600
	48	218,000	276,100	322,900	363,700	397,900	439,300
	49	219,000	277,600	323,900	364,700	398,500	439,800

	50	220,100	279,200	324,900	365,800	399,100	440,200
	51	221,300	280,800	325,800	366,900	399,600	440,600
	52	222,100	282,300	326,800	368,000	400,000	441,000
	53	223,000	284,100	327,700	368,900	400,400	441,400
	54	224,200	285,600	328,400	369,500	400,700	441,800
	55	225,100	287,000	329,200	370,300	401,000	442,200
	56	226,100	288,500	330,000	371,100	401,300	442,500
	57	227,000	290,000	330,600	371,900	401,600	442,800
	58	227,900	291,400	331,100	372,700	401,900	443,200
	59	228,900	292,900	331,700	373,600	402,200	443,500
	60	229,900	294,400	332,200	374,400	402,500	443,800
	61	230,900	295,700	332,700	375,300	402,800	444,100
	62	232,000	297,200	332,900	376,000	403,200	
	63	233,000	298,600	333,500	376,700	403,500	
	64	233,900	300,100	334,100	377,400	403,800	
	65	234,800	301,300	334,400	377,700	404,100	
	66	235,900	302,600	334,900	378,300	404,400	
	67	237,100	303,800	335,400	378,900	404,700	
	68	238,300	305,100	335,900	379,600	405,000	
	69	239,300	306,100	336,400	380,000	405,200	
	70	240,400	307,200	336,900	380,700	405,500	
	71	241,500	308,400	337,300	381,300	405,800	
	72	242,500	309,600	337,800	381,900	406,100	
	73	243,300	310,900	338,000	382,300	406,300	
再任用	74	244,400	311,600	338,500	382,900	406,600	
職員以	75	245,500	312,300	339,000	383,500	406,900	
外の職	76	246,600	312,900	339,500	384,100	407,100	
員	77	247,500	313,800	339,800	384,500	407,300	
	78	248,500	314,500	340,200	385,000	407,600	
	79	249,500	315,200	340,700	385,500	407,900	
	80	250,500	315,900	341,100	386,100	408,100	
	81	251,500	316,200	341,300	386,600	408,300	
	82	252,300	316,500	341,600	387,000	408,600	
	83	253,300	317,100	342,100	387,400	408,900	
	84	254,400	317,400	342,500	387,800	409,100	
	85	255,200	317,800	342,800	388,000	409,300	
	86	256,000	318,100	343,100	388,200		
	87	256,900	318,500	343,700	388,500		
	88	257,800	318,800	344,100	388,800		
	89	258,500	319,300	344,400	389,000		
	90	259,300	319,700	344,800	389,300		
	91	260,100	320,000	345,200	389,600		
	92	260,900	320,300	345,400	389,800		
	93	261,600	320,800	345,700	390,000		
	94	262,300	321,200				
	95	262,800	321,400				
	96	263,500	321,800				
	97	264,200	322,200				
	98	264,900	322,600				
	99	265,600	323,000				
	100	266,300	323,400				
	101	266,800	323,600				
	102	267,300	323,900				
	103	267,700	324,200				
	104	268,200	324,500				
	105	268,300	324,900				

106	268,600	325,100				
107	268,900	325,400				
108	269,200	325,800				
109	269,600	326,200				
110	269,900	326,500				
111	270,300	326,900				
112	270,600	327,200				
113	270,900	327,500				
114	271,200	327,900				
115	271,500	328,200				
116	271,900	328,400				
117	272,200	328,500				
118	272,500	328,900				
119	272,900	329,300				
120	273,300	329,700				
121	273,500	329,900				
122	273,700					
123	274,100					
124	274,400					
125	274,600					
126	274,900					
127	275,300					
128	275,700					
129	275,900					
130	276,300					
131	276,700					
132	277,000					
133	277,200					
134	277,500					
135	277,900					
136	278,200					
137	278,400					
138	278,700					
139	279,000					
140	279,300					
141	279,500					
142	279,700					
143	279,900					
144	280,200					
145	280,600					
146	280,800					
147	281,100					
148	281,400					
149	281,700					
150	281,900					
151	282,200					
152	282,400					
153	282,700					
再任用 職員	199,900	239,500	253,900	287,100	313,900	355,700

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第十二 指定職給料表（第四条関係）

号	給	給料月額
1		707,000
2		762,000
3		819,000
4		897,000
5		967,000
6		1,037,000
7		1,109,000
8		1,177,000

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 愛知県心身障害者コロニーの総長
- (2) 愛知県部局設置条例（平成11年愛知県条例第48号）第1条に規定する部及び局長その他の職にある職員で人事委員会規則で定めるもの

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年愛知県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額
1		393,000
2		453,000
3		515,000
4		595,000
5		693,000
6		791,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号	給	給料月額
1		327,000
2		363,000
3		391,000



(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年愛知県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額
1	給	円 371,000
2		419,000
3		471,000
4		532,000
5		608,000
6		710,000
7		830,000

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年愛知県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「が同日」を「(平成二十七年四月一日以後にあつては、同年三月三十一日においてその者が受けていた給料月額に百分の九十八・七四を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)が施行日の前日」に、「給料月額(」を「給料月額(同年四月一日以後にあつては、当該給料月額に百分の九十八・七四を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)(」に改め、同項第一号中「百分の九十九・七八」の下に「(平成二十七年四月一日以後にあつては、百分の九十八・五二)」を加え、同項第二号中「百分の九十九・六八」の下に「(平成二十七年四月一日以後にあつては、百分の九十八・四二)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に百分の九十八・七四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定

める職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第十四項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とする。)を給料として支給する。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第二十条第五項(給与条例第二十一条第四項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例(平成四年愛知県条例第二号)第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定の適用については、給与条例第二十条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年愛知県条例第十四号。以下「平成二十七年改正条例」という。)附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第二十三条第二項及び第二十四条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年愛知県条例第十四号)附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

一 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年愛知県条例第五十五号)第三条第一項

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第四項

8 附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員のうち、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年愛知県条例第十二号)附則第八項から第十項までの規定による給料を支給されるものについては、同条例附則第十一項及び第十二項の規定は、適用しない。

9 前項に規定する職員に関する附則第六項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第六項	と職員 <sup>と</sup> の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年愛知県条例第十四号)以下「平成二十七年改正条例」という。附則第三項から第五項までの規定による給料の額との	並びに職員 <sup>と</sup> の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年愛知県条例第十二号以下「平成十八年改正条例」という。)附則第八項から第十項までの規定による給料の額及び職員 <sup>と</sup> の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年愛知県条例第十四号)以下「平成二十七年改正条例」という。附則第三項から第五項までの規定による給料の額の
	と平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額との	並びに平成十八年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額及び平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額の
附則第七項	と職員 <sup>と</sup> の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年愛知県条例第十四号)附則第三項から第五項までの規定による給料の額との	並びに職員 <sup>と</sup> の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年愛知県条例第十二号)附則第八項から第十項までの規定による給料の額及び職員 <sup>と</sup> の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年愛知県条例第十四号)附則第三項から第五項までの規定による給料の額の

(平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

10 平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条の二第二項	百分の十・五	百分の十・五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の三	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

第十一条の二第二項	三万円
-----------	-----

三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
--------------------------

(地域手当に関する経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に給与条例第九条の四第二項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において第一条の規定による改正前の給与条例第九条の二の規定の適用を受けている職員(同条第一項の人事委員会規則で定める地域又は公署に在勤する職員に限る。)が施行日にその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合(愛知県の区域に異動した場合を除く。)又は当該職員の在勤する公署が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第九条の四第二項の規定の適用については、同項中「同条第二項各号に定める割合をいう。以下「異動等前の支給割合」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年愛知県条例第十四号)第一条の規定による改正前の第九条の二第二項各号に定める割合をいう。以下「異動等前の支給割合」と、「同条第一項」とあるのは「第九条の二第二項」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 13 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年愛知県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第十六条の二第二項」の下に「又は第二項」を加える。

県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助手支給規則等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十五号

県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助手支給規則等の一部を改正する条例

(県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助手支給規則の一部改正)

- 第一条 県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助手支給規則(大正十二年県令第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十二年愛知県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第十五号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

第一条第四項第二号イ中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号中リをヌとし、くから子までをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

く 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第三条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	委 員	月額	一六〇、〇〇〇円	職員等の旅費に関する条例（昭和三十九年愛知県条例第一号。以下「旅費条例」という。）による指定職員相当額
		日額	一四、〇〇〇円	

（愛知県教育委員会委員定数条例の一部改正）

第四条 愛知県教育委員会委員定数条例（平成十二年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

「六人」を「教育長及び五人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（教育長の教育委員会の委員としての報酬に係る経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により在職するも

のとされる教育長の教育委員会の委員としての報酬については、第三条の規定による改正前の委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第五条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(教育委員会の委員長報酬の額に係る経過措置)

3 改正法附則第二条第三項に規定する日までの間の教育委員会の委員長の報酬の額については、第三条の規定による改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例別表の規定は適用せず、同条の規定による改正前の委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(教育委員会の委員の定数に係る経過措置)

4 改正法附則第二条第三項に規定する日までの間の教育委員会の委員の定数については、第四条の規定による改正後の愛知県教育委員会委員定数条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の愛知県教育委員会委員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

愛知県ふれあい広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十六号

愛知県ふれあい広場条例の一部を改正する条例

愛知県ふれあい広場条例(昭和三十四年愛知県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表中	東ふれあい広場	名古屋市東区	を	東ふれあい広場	名古屋市東区	に
	守山ふれあい広場	名古屋市守山区				

改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

愛知県情報公開条例及び愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十七号

愛知県情報公開条例及び愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(愛知県情報公開条例の一部改正)

第一条 愛知県情報公開条例(平成十二年愛知県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行人」に改め、同条第六号ホ中「国若しくは」を削る。

(愛知県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 愛知県個人情報保護条例(平成十六年愛知県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行人」に改め、同条第八号ホ中「国若しくは」を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中愛知県情報公開条例第七条第六号ホの改正規定及び第二条中愛知県個人情報保護条例第十七条第八号ホの改正規定は、公布の日から施行する。

---

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十八号

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

消費者行政活性化基金条例(平成二十一年愛知県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

---

愛知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十九号

愛知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

愛知県青少年保護育成条例(昭和三十六年愛知県条例第十三号)の一部を次のように改正する。  
第四条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。

六 店舗型有害役務営業 次に掲げる営業をいう。

イ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する役務を行う者に客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるよう姿態をさせるもの

ロ 個室（これに類する施設として規則で定めるものを含む。）を設け、当該個室において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業

ハ 店舗を設けて、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような人の姿態を客に見せる役務を提供する営業

ニ 店舗を設けて、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業

七 無店舗型有害役務営業 次に掲げる営業をいう。

イ 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ロ 客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような人の姿態を客に見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ハ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

第十七条の三第一号中「又は」を「」に、「」に」を「」又は有害役務営業に」に改める。

第十七条の四の次に次の二条を加える。

（有害役務営業を営む者等の禁止行為等）

第十七条の五 店舗型有害役務営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 営業所で青少年を客に接する業務に従事させること。

二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

三 青少年に対し、営業所の所在地、名称又は電話番号その他の連絡先が記載された文書等を頒布すること。

2 無店舗型有害役務営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を客に接する業務に従事させること。

二 青少年を客とすること。

三 青少年に対し、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先が記載された文書等を頒布すること。

3 有害役務営業を営む者は、規則で定めるところにより、営業所ごと（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、事務所）に、従業者名簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成するものを含む。以下同じ。）を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所、氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載



し、又は記録し、これを保存しなければならない。

4 有害役務営業を営む者は、その営業につき広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、営業所への青少年の立入りを禁ずる旨（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、青少年が客となることを禁ずる旨）を明らかにしなければならない。

5 店舗型有害役務営業を営む者は、営業所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

（有害役務営業の停止）

第十七条の六 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、第十七条の三（第一号に係る部分に限る。）又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

第二十七条第一項中「営業施設」の下に「（無店舗型有害役務営業にあつては、その者の事務所）」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者

第二十九条第二項中「第十四条の二の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十四条の二の規定に違反した者

二 第十七条の六第一項の規定による命令に違反した者

第二十九条第三項に次の一号を加える。

四 第十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号の規定に違反した者

第二十九条第五項中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 第十七条の五第一項第三号又は第二項第三号の規定に違反した者

八 第十七条の五第三項の規定に違反して、従業者名簿を備えず、従業者名簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は従業者名簿を保存しなかつた者

第二十九条第八項中「第十七条の四」の下に「、第十七条の五第一項若しくは第二項（第二号を除く。）」を、「第二項」の下に「（第二号を除く。）」を加え、「第七号、第九号及び第十号」を「第八号、第九号、第十一号及び第十二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

愛知県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第二十号

愛知県県税条例等の一部を改正する条例

(愛知県県税条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一 愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）第百二十一条第二項第一号及び附則第十七条第一号

二 愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）別表第四狩猟免許事務の項（出頭人の費用弁償等に関する条例の一部改正）

第二条 出頭人の費用弁償等に関する条例（昭和二十八年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第十六号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第十二条第六項又は同法第十四条第四項」を「第七条の二第三項、同法第十二条第六項、同法第十四条第四項又は同法第十四条の二第四項」に改める。

(愛知県事務処理特例条例の一部改正)

第三条 愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の四の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同項（一）中「第二条第三項」を「第二条第七項」に、「による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止又は法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「の管理」に改め、同項（七）中「執る」を「とる」に改め、同表の五の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同項（五）中「執る」を「とる」に改める。

(指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第四条 指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成二十四年愛知県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

愛知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第二十一号

愛知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛知県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「厚生労働大臣」を「知事」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

---

子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第二十二号

子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例

子育て支援対策基金条例（平成二十一年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

---

愛知県社会福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第二十三号

愛知県社会福祉施設条例の一部を改正する条例

愛知県社会福祉施設条例（昭和三十九年愛知県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「愛知県青い鳥医療福祉センター、愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園」を「愛知県青い鳥医療療育センター、愛知県三河青い鳥医療療育センター」に、「愛知県青い鳥医療福祉センター等」を「愛知県青い鳥医療療育センター等」に改める。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一 愛知県青い鳥医療療育センター及び愛知県三河青い鳥医療療育センター

第八条並びに第九条第一号、第二号及び第五号中「愛知県青い鳥医療福祉センター等」を「愛知県青い鳥医療療育センター等」に改める。

別表第一愛知県青い鳥医療福祉センターの項中

愛知県青い鳥医療  
福祉センター

名古屋市西区

を

愛知県青い鳥医療 療育センター	名古屋市西区
愛知県三河青い鳥 医療療育センター	岡崎市

に改め、同表愛知県立心身障害児療育センター

第二青い鳥学園の項を削る。

別表第二愛知県青い鳥医療福祉センターの項中

愛知県青い鳥医療  
福祉センター

を

愛知県青い鳥医療  
療育センター

愛知県三河青い鳥  
医療療育センター

に改め、同表愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園の項を

削る。

別表第三中「愛知県青い鳥医療福祉センター」を「愛知県青い鳥医療療育センター」に、「愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園」を「愛知県三河青い鳥医療療育センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

愛知県心身障害者コロナ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第二十四号

愛知県心身障害者コロナ条例の一部を改正する条例

愛知県心身障害者コロナ条例（昭和四十四年愛知県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に、「麻酔科」を「病理診断科 麻酔科」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第二十五号

## 愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例（平成二十年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「をいう」を「（独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが開設する病院を含む。）をいう」に改める。

第七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、修学生が同一学年を重ねて履修するときは、その間、修学資金の貸与を行わないものとする。ただし、前年度以前の同一学年において修学資金の貸与を受けなかった期間がある場合におけるその期間に相当する期間については、この限りでない。

第八条第一号中「二年」の下に「（次項第二号に掲げる理由により臨床研修を受けることができない期間があるときは、当該期間を除き、二年。第十条第一項第四号において同じ。）」を加え、「（知事が承認した三年以内の専門的な研修（以下「専門研修」という。）を受け、当該専門研修終了後、引き続いて指定医療機関において診療業務に従事した場合における当該診療業務に従事した期間を含む。）」を削り、「前条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の三項を加える。

2 修学資金の貸与を受けた者が、臨床研修修了後、次に掲げる理由により、直ちに指定医療機関に勤務しなかった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関に勤務したときは、その者は、臨床研修修了後、直ちに指定医療機関に勤務した者とみなして、前項の規定を適用する。

一 知事が承認した三年以内の医療に関する専門的な研修を受けること。

二 病気、負傷等知事がやむを得ないと認める理由

3 修学資金の貸与を受けた者が、診療業務等従事期間が返還債務免除期間に達する前に、前項各号に掲げる理由により、指定医療機関に勤務しなくなった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関に勤務し、かつ、指定医療機関において診療業務に従事したときは、先の診療業務に従事した期間と後の診療業務に従事した期間は引き続いたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 修学資金の貸与を受けた者が、第二項第一号に規定する研修のうち特定の診療科について標準的な診療能力を習得するために受けるものとして知事が指定するものを、臨床研修を修了した日の属する月の翌月から起算して二年（同項第二号に掲げる理由により当該研修を開始することができない期間があるときは、当該期間を除き、二年）以内に開始し、かつ、修了したときは、当該研修を受けた期間のうち二年の期間を診療業務等従事期間とみなして、第一項の規定を適用する。

第九条第二項中「前条第二号に規定する」を「前条第一項第二号に規定する業務上の理由によ

る」に改める。

第十条第一項第四号中「第八条第二号」を「第八条第一項第二号」に改め、同項第五号中「とき」を「とき（第八条第二項各号に掲げる理由によるときを除く。）」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 臨床研修修了後、第八条第二項各号に掲げる理由により、直ちに指定医療機関に勤務しなかつた場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関に勤務しなかつたとき。

七 診療業務等従事期間が返還債務免除期間に達する前に、指定医療機関に勤務しなくなったとき（第八条第一項第二号に該当するとき及び同条第二項各号に掲げる理由によるときを除く。）。

第十条第一項第八号中「第八条第二号」を「第八条第一項第二号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 診療業務等従事期間が返還債務免除期間に達する前に、第八条第二項各号に掲げる理由により、指定医療機関に勤務しなくなった場合において、当該理由がなくなった後、直ちに指定医療機関に勤務しなかつたとき。

第十三条中「第八条中」を「第八条第一項中」に、「同条第一号及び第九条第一項」を「同項第一号及び同条第三項」に、「第十条第一項第五号及び第七号中」を「同条第四項中「特定の診療科」とあるのは「小児科又は産婦人科」と、第九条第一項中「診療業務に」とあるのは「小児科又は産婦人科の診療業務に」と、第十条第一項第五号中「指定医療機関」に、「において小児科又は」を「指定医療機関に勤務せず、又は指定医療機関において小児科若しくは」に、「同項第六号中「に勤務しなくなった」とあるのは」を「よる」とあるのは「より指定医療機関に勤務しなかつた」と、同項第六号中「指定医療機関に勤務しなかつたとき」とあるのは「指定医療機関に勤務せず、又は指定医療機関において小児科若しくは産婦人科の診療業務に従事しなかつたとき」と、同項第七号中「勤務しなくなった」とあるのは「勤務しなくなり、又は指定医療機関において小児科若しくは産婦人科の診療業務に従事しなくなった」と、「よる」とあるのは「より指定医療機関に勤務しなくなった」と、同項第八号中「指定医療機関に勤務しなかつた」とあるのは」に、「従事しなくなった」を「従事しなかつた」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

---

医療施設耐震化支援事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十六号

医療施設耐震化支援事業基金条例の一部を改正する条例

医療施設耐震化支援事業基金条例（平成二十一年愛知県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるものとして国から交付を受けた交付金を返還する必要がある場合において、当該返還のための財源に充てるときは、処分することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県食品衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県条例第二十七号

##### 愛知県食品衛生条例の一部を改正する条例

愛知県食品衛生条例（平成十二年愛知県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「届出」を「届出等」に改める。

第五条第二項を削る。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（食品の製造又は加工を行う営業等の届出）

第六条 次に掲げる営業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- 一 法第四条第一項に規定する食品又は同条第二項に規定する添加物の製造又は加工を行う営業（法第五十二条の許可を要する営業を除く。）
- 二 法第四条第四項に規定する器具の製造を行う営業
- 三 法第四条第五項に規定する容器包装の製造を行う営業
- 四 法第六十二条第一項に規定するおもちゃの製造を行う営業

（適用除外）

第七条 前二条の規定は、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の区域については、適用しない。

別表第一の一の四の(1)中「ふた」を「蓋」に改め、同表の一の四の(2)中「及び昆虫の」の下に「生息状況の調査（その調査の結果ねずみ又は昆虫の生息が認められた場合に実施する駆除作業を含む。）又は」を加え、同表の一の四の(4)中「いったん」を「一旦」に、「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同表の一の八の(1)中「冷蔵設備」の下に「又は冷凍設備」を加え、同表の一八を11とし、7を10とし、同表の一の六中「食品等の」を「危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管



理を実施する場合の食品等の」に改め、同表の一の六の(1)中「当たっては」の下に「適切な管理が行われたものを仕入れ」を加え、同表の一の六の(9)のハ中「(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を削り、同表の一の六の(9)のホ中「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づき表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)第一条第二項第七号に規定する特定原材料等」を「アレルギー物質」に改め、同表の一の六に次のように加える。

(12) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は廃棄すること。

(13) 営業施設においておう吐があつた場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

別表第一の一中6を9とし、5の次に次のように加える。

#### 6 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある製造工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いて衛生管理を実施する場合には、法第四十八条第一項の規定により置かれた食品衛生管理者、一の1に規定する食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

#### 7 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合には、次の方法により製品説明書及び製造工程一覧図を作成すること。

(1) 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質(水分活性、水素イオン濃度等)、殺菌・静菌処理(加熱処理、凍結、加塩、燻<sup>くわん</sup>煙等)、包装、保存性、保管条件、流通方法、想定する使用方法及び消費者層その他の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成すること。

(2) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成すること。

(3) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

#### 8 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合の食品等の取扱い

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合には、次の方法により食品の製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質の一覧表(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び7の(1)の製品説明書に

記載された事項を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

- (2) (1)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。
- (3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該製造工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定め、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮するとともに、定めようとする重要管理点における管理措置が危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な管理措置が実施できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。
- (4) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素等の測定することができる指標又は外観、食感等の官能的指標であること。
- (5) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。
- (6) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を、重要管理点ごとにあらかじめ設定し、必要な場合には適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。
- (7) 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の実施によって食品衛生上の危害の発生が適切に防止されているかについて、十分な頻度で検証を行うこと。

別表第一の三の3中「1」を「1及び2」に、「6の(1)」を「9の(1)」に、「7の(2)」を「10の(2)」に、「8の(2)」を「11の(2)」に改め、同表の三の3を同表の三の4とし、同表の三の2中「1」を「1及び2」に改め、同表の三の2を同表の三の3とし、同表の三の1中「一の3の(6)」を「1並びに一の3の(6)」に、「6の(1)」を「9の(1)」に、「7の(2)」を「10の(2)」に、「8の(2)」を「11の(2)」に改め、同表の三の1を同表の三の2とし、同表の三に1として次のように加える。

- 1 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合には、一の8の(1)及び(2)の危

害分析の実施、一の八の(三)の重要管理点の設定、一の八の(四)の管理基準の設定、一の八の(五)のモニタリングの方法の設定及び実施、一の八の(六)の改善措置の実施並びに一の八の(七)の検証の実施について記録を作成し、保存するとともに、一の八の(五)のモニタリングの実施に関する全ての記録には、当該モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

別表第一の四の3中「(規則で定めるものを除く。)」を削り、同表の六の7中「つめ」を「爪」に、「必ず」を「必ず十分に」に、「消毒」を「消毒を行うこと。また、使い捨て手袋を使用する場合には、適切に交換」に改め、同表の七の1中「の方法」の下に「適切な手洗いの方法 健康管理」を加え、同表の七の2中「6の(5)」を「8 (危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理を実施する場合にあつては、9)」に改める。

別表第一の十及び十一を次のように改める。

#### 十 情報の提供

消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報を提供するよう努めること。

#### 十一 健康被害等の報告

- 1 製造し、輸入し、又は加工した食品等に関する健康被害（当該健康被害に係る症状が当該食品等に起因し、又はその疑いがあると医師により診断されたものに限る。）が生じたことを知った場合には、速やかにその旨を規則で定めるところにより保健所長等に報告すること。
- 2 消費者等から、製造し、輸入し、又は加工した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれか否定できないものを受けた場合には、保健所長等に速やかに報告すること。

別表第二の二の10の(5)に次のただし書を加える。

ただし、常温保存可能品のみを扱う施設においては、この限りでない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第五条第二項を削る改正規定及び第六条を第八条とし、第五条の次に二条を加える改正規定並びに次項から附則第四項までの規定 平成二十七年七月一日
  - 二 別表第一の四の3の改正規定 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行の日（この条例の公布の日が同法の施行の日以後となる場合には、公布の日）

##### (経過措置)

- 2 前項第一号に掲げる規定の施行の際現に改正後の愛知県食品衛生条例（以下「新条例」という。）第六条各号に掲げる営業を営んでいる者は、平成二十七年七月一日から六十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 3 新条例第七条の規定は、前項の規定について準用する。

4 附則第二項の規定による届出をした者は、新条例第六条の規定による届出をした者とみなす。

愛知県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十八号

愛知県行政機関設置条例の一部を改正する条例

愛知県行政機関設置条例（平成十三年愛知県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項の表愛知県海部農林水産事務所の項中 「弥富市」を「津島市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十九号

森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年愛知県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十号

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例

愛知県建築基準条例（昭和二十九年愛知県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「法第二十七条第一項の政令で定める主要構造部の準耐火性能に係る技術的基準」を「令第一百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第三十一号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成二十三年愛知県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号ハ中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第四条第四号及び第五条第四号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第三十二号

愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年愛知県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一愛知県がんセンター中央病院の項中「乳腺<sup>せんにん</sup>内科」を「乳腺内科」に、「胸部外科」を「呼吸器外科」に、「乳腺<sup>せんにん</sup>外科」を「乳腺外科」に改め、同表愛知県がんセンター愛知病院の項中「乳腺<sup>せんにん</sup>内科」を「乳腺内科、腫瘍内科」に、「乳腺<sup>せんにん</sup>外科」を「乳腺外科」に改め、「放射線治療科」の下に、「病理診断科」を加え、同表あいち小児保健医療総合センターの項中「腎臓<sup>じん</sup>内科」を「腎臓内科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年愛知県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号の表中「除く。」をいう。以下同じ。)の下に「又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定するものをいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「学校」の下に「幼保連携型認定こども園」を加える。

(愛知県風俗案内所規制条例の一部改正)

第二条 愛知県風俗案内所規制条例(平成二十四年愛知県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「以下同じ)」の下に「又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第一条第七項に規定するものをいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項第一号中「学校」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。